

平成26年6月18日

1. 出席議員

1 番	中 村	和 典	9 番	徳 村	博 紀
2 番	中 村	一 堯	10 番	福 井	正
3 番	稲 富	雅 和	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	勝 屋	弘 貞	12 番	橋 爪	敏
5 番	竹 下	勇	13 番	中 西	裕 司
6 番	角 田	一 美	14 番	松 尾	征 子
7 番	伊 東	茂	15 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	博	之
産	業	迎		和	泉
建	設	森	田		博
会	計	橋	村	直	子
管	理	打	上	俊	雄
者	兼	土	井	正	昭
会	計	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	峰	松	靖	規
権	・	大	代	昌	浩
同	和	田	崎		靖
対	策	中	村	信	昭
課	長	橋	口		浩
参	事	中	島	憲	次
企	画	山	浦	康	則
財	政	有	森	滋	樹
課	長	栗	林	雅	彦
兼	選	松	本	理	一郎
管	理	中	島		剛
委	員	澤	野	政	信
会	事				
務	局				
参	事				
企	画				
財	政				
課	参				
参	事				
兼	選				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
産	業				
部	参				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
参	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成26年6月18日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成26年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
9	6 角 田 一 美	1. 市民協働のまちづくりの推進について (1) 市民参画条例（仮称）の制定の考えはないか (2) ボランティア活動の推進（相談窓口の設置、情報提供） (3) 市民活動の活性化のための支援 2. 老人クラブの活性化について (1) 地域老人クラブの現状と課題 (2) 活性化のための方策・支援 3. 介護保険制度改正に伴う影響と対応について (1) 要支援者の利用実態と今後の方針 (2) 地域支援事業への取り組み
10	13 中 西 裕 司	1. 市政運営の現状と今後の展望について (1) 前進か後退か (2) 行政手続きの公開度 (3) ピオ事業の可否について (4) 入札制度について ①市内企業の育成 (5) 長崎本線の活性化対策は？ (6) 道路行政について ①高速道路へのアクセス道路 (7) 自然エネルギーの導入について
11	1 中 村 和 典	1. 第五次鹿島市総合計画の見直しによる農業・林業・水産業の振興について (1) 農林水産業の位置付けについて (2) 施策の展開方向、主要施策、5年間で集中して取り組む施策について (3) 目標達成に向けての課題について (4) 今後の振興策について 2. 林業の再生について (1) 佐賀県森林環境税を活かした鹿島市の事業成果について (2) 民有林の現状について (3) 「山の日」の制定について (4) 今後の再生策について
12	15 松 本 末 治	1. 少子・高齢化社会への対応について (1) 鹿島市の人口目標と子育て（結婚・出産・育児・教育）への支援策 (2) シルバー人材センターの活用について (3) 一次産業の振興方策について

順番	議員名	質問要旨
12	15 松本末治	(4) 非常勤消防団の方向について (5) 市内公共交通網の整備について ①市直営の交通手段についての考えは

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

皆さんおはようございます。6番議員の角田一美でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

今回の質問は、大きな項目として3点であります。1点目に、市民協働のまちづくりの推進について、2点目に、老人クラブの活性化について、3点目に、介護保険制度改正に伴う影響と今後の対応について、この3点について質問をいたします。

質問に入ります前に、一言申し上げさせていただきます。

初めに、去る4月に行われました市長選挙におきましては、ピオ事業の是非を中心に激しい論戦が繰り広げられた末、事業推進を訴えられた樋口候補が市民の皆様から支持、信託をされ、当選を果たされました。まずは御当選をお祝い申し上げます。

今回の選挙結果は、鹿島市民の皆様が選ばれた結果であると思います。樋口市長にお願いいたします。今回の選挙結果を重く受けとめていただき、できる限り今後は現場に赴かれ、市民の本当の声をしっかり聞いていただき、市民の意見を反映された施策へと、また、いろんな行政が持つ情報、これを原則公開していただき、あらゆる事業推進に当たっては説明責任を確実に実行していただきたいと思います。そして、市民参画と市民協働のまちづくりを推進していただきたいと思います。市民が安心できる、しっかりとした市政のかじ取りをお願いする次第であります。

また、市民の皆さん、選挙管理委員会にお願いをいたします。今回の選挙は、残念なことに市民の皆さんを二分するようなピオ事業政策が論戦されたにもかかわらず、選挙投票率は59.33%と、近年にない低い投票率でした。2002年の74.09%、2006年の72.38%と比べると、13%ないし15%下回っております。今回の選挙、これからの4年間の市政のかじ取りを託す

大事な選挙だというのに、有権者2万4,580人のうち、実に約4割に当たる9,997名、約1万名の方が投票されず棄権をされています。

また、誰でしょうか。選挙となれば、確たる証拠のない、根も葉もないような情報をです。ね、個人名を記載した名誉毀損とも捉えられる発行者不明の怪文書たるものが何種類ともなく真夜中に配布されております。そんなことはやめないと、鹿島の恥であります。正しい情報なら正々堂々と発行者名を掲げてやっていただきたいと思います。

また、政治活動用チラシについても、選挙民を惑わすような、議会で示された数値とはかけ離れた不適切な表現も見受けられました。今後は、正しい情報としっかりとした政策論争で、堂々とクリーンな選挙ができるような鹿島になることを期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

質問の1番目の市民協働のまちづくりの推進についてお尋ねをいたします。

少子・高齢化が急速に進み、行政を取り巻く環境は大変厳しくなっております。また、行政が持っております課題、行政課題というものも山積をいたしております。市民の行政に対する要望や欲求は、広範囲にわたり複雑多様化をいたしております。今日の厳しい財政状況から、まちづくりを行政だけで担うということは、もはや限界に来ていると思います。これからのまちづくりは行政だけが全て担うのではなく、市民、自治会、老人クラブ、振興会、ボランティア団体、NPO、企業などのそれぞれが知恵や力を出し合いながら、行政の課題を発見し、そして、それを共有して、市民と行政が一緒になってまちづくりを行っていく必要があります。

第五次鹿島市総合計画においては、「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」を目指すために、「みんなですすめるまちづくり」を施策の基本方針に掲げ、地域のことを一番よく知る市民の皆様や団体、市外に住んでおられる方、企業などと行政が相互に情報を提供し合い、共有して、それぞれの役割を認識しながら、知恵とアイデアを結集していくこととされております。また、計画実現のために、協働によるまちづくりの主要施策の中に、ボランティア意識の啓発とCSO活動——このCSO活動とは、地域に根づいた活動や課題解決を目指す活動などを行う市民社会組織、これをCSOと言っておりますけれども、このCSO活動に対する支援・相談体制の充実を掲げてありますが、具体的にこれまでどのような取り組みをなされてきたのか、お尋ねをいたします。これまでのこれらの取り組み状況と、また、今後の取り組み方針についてお尋ねをします。

第1点目に、市民参画、協働、コミュニティー活動を推進する条例（仮称）、これを略して市民参画条例と以下申し上げますけれども、市民参画条例の制定をして行政を進める考えはないのか、お尋ねをします。

自然豊かな鹿島で、豊かな生きがいのある暮らしをしていくことは、鹿島市民みんなの願いであります。その暮らしが実現できるまちをつくっていくことは、市民みんなの権利であ

ると同時に、務めでもあります。まちづくりを自分たちが考え、行動し、責任を持つ新たな時代に来ております。まちづくりの仕事に主体的にかかわっていくことは市民の権利であることを確認していただくとともに、市民と行政が力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組むんだという市民の責務、市行政の責務を定めた市民参画条例（仮称）を制定するなどして、市民参画、市民協働のまちづくりを積極的に進めることが大切だと思いますけれども、この市民参画条例を定めることについて市長の見解をお尋ねいたします。

2番目のボランティア活動の推進につきましては、一問一答の中で、また、市民活動の活性化のための支援についても一問一答の中で質問させていただきます。

2番目に、高齢者、老人クラブの活性化についてお尋ねします。

各集落の公民館単位に、地域を基盤とした高齢者の自主組織であります老人クラブがあります。この老人クラブでは、高齢者皆さんのみずからの生きがいを高めるために、学習活動や趣味、サークル活動、また、健康づくりのためのスポーツ大会、運動教室、あるいは地域の環境美化等の社会奉仕活動に幅広く取り組んでいただいているところであります。高齢社会を迎え、老人クラブ加入対象の高齢者が増加している中で、各地区の老人クラブの会員数は減少し、市老人クラブ連合会の加入脱退や老人クラブの存続そのものが危ぶまれているとも聞き及んでおります。

今後、人口減少時代を迎え、老人クラブ活動は、医療費や介護費の抑制に大きく貢献をしていただいております。健康づくり、介護予防、地域社会に対する果たす役割、こういったものが非常に重要になってき、その果たす役割が非常に期待されております。老人クラブ会員数が減少している理由、原因について高齢者施策を進めていただく鹿島市はどのような状況か、老人クラブの現状を把握されているのか、お尋ねをいたします。

この地域老人クラブの現状について、10年前と現在で、対象となる老人クラブ数に対して老人クラブ加入がどのくらいあるのか、加入率としてどういった状況で推移しているのか、また、老人クラブ会員数が減少している理由、原因、それに伴う課題等をどのように把握されているのか、まず、お尋ねをいたします。それをお聞きした後、活性化のための支援、助成等について一問一答を進めさせていただきます。

次、3点目に、介護保険制度改正の影響と対応についてお尋ねをいたします。

介護保険や医療体制を見直す地域医療・介護総合確保推進法案が6月17日、昨日の参議院厚生労働委員会で賛成多数で可決され、本日開催されます参議院本会議で成立する見通しとなりました。介護保険の制度改正は、平成12年4月制度開始以来、初めてでありますけれども、今回の改正は、ある一定の猶予を設けて、27年4月から順次施行されることになっていきます。今回の改正点は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図るために、1つ目に、介護の必要度が低い要支援1、要支援2の人向けの訪問介護と通所介護が市町村が現在行っております地域支援事業に移行されるということです。2点目に、一定以上の所得

がある利用者については、自己負担割合を現在の1割から2割に引き上げるようになっております。また3点目に、特別養護老人ホームへの入所は、原則、要介護3以上に限定し、要介護度が3、4、5といった中・重度の人のための施設に重点化をするといった内容になっております。

今回の改正で、介護度が低い要支援1及び要支援2の対象者については、買い物支援等を訪問介護の形で実際やっています。また、デイサービスといった通所介護、こういったものでやっています。介護保険事業の予防給付でやっていますけれども、今回の改正で予防給付の、いわゆる介護保険の対象から外されて市町村が実施する地域支援事業で対応されることになります。

杵藤地区介護保険事務所の公表資料によりますと、平成26年3月31日現在の鹿島市内の要支援1及び要支援2の該当者は要支援1が240名、要支援2が231名、合計で471名、介護認定者総数1,671名の28.2%の方が認定を受けておられますが、認定を受けられた方が現在どのような形で介護保険を利用され、これが市町村実施の地域支援事業に移行されることによって、利用者本人、介護事業者及び市町村にどのような形で影響を及ぼすのかをお尋ねします。

また、要支援1及び要支援2の方への支援のあり方、これは昨年25年5月ぐらいから法改正に当たって研究会あたりで検討を重ねてきております。ある一定の方向を示されています。この支援のあり方について今後どのように変わると捉えておられるのか、地域支援事業の形でどのように実施していかれるのか、お尋ねをいたします。

2点目の地域支援事業への取り組みについて。

これは先般、水頭議員から地域包括ケアシステムの取り組みについて御質問がありました。時間の関係で詳細な答弁がなかったので、再度御質問をいたしますけれども、鹿島市における65歳以上の人口は、平成26年3月31日現在、8,529人、高齢化率27.56%であります。今後、人口減少化により高齢化が一層進むことが予想されております。これは先ほどの一般質問等でも、国立社会保障・人口問題研究所や日本創成会議から発表された市町村別将来推計人口等を御報告がありました。何も対策をとらなければ、鹿島市の人口は2040年では2万2,317人、27.4%は減るだろうと。65歳以上の人口は7,825人、これは横並び、若干減りますけれども、人口減少によって高齢化率は35.1%となります。75歳以上の後期高齢者は4,968人、これは12.6%ほどふえると。こういうふうに関今後増加し続けることが予想されております。

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を今後推進していくこととされています。今後、市町村の果たす役割は非常に重要になってきますが、地域支援事業への事業化で拡大する地域包括センターの役割をどうサポートさ

れていくのか、早期の対応が望まれますが、市民、事業者への周知と体制づくりをどのように考えておられるのか、また、今後の対応についてお尋ねをいたします。

また、その結果を聞いて、一問一答で生活支援等について質問をさせていただきます。

これで1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

まず冒頭、今後の市政運営等について御指導いただきました。お礼を申し上げますとともに、拳々服膺して対応をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、お話しございました条例制定の件についてだけ私からお話をして、残りを担当の部課長からお話をするようにしたいと思います。

条例というのは、当然のことなんですけれども、議会の皆さんの御同意を得て、市民の皆さんにいろんな権利、義務、あるいは手続をお示しすると、そういうものであることは御説明するまでもないんですけれども、正直言って鹿島はたくさん条例があるんですね。いろんなことが決められておりますが、私はこういうことがありますので、御説明のとおり、あったほうがいいとか、要らないんじゃないかと、余り冒頭から決め込まないで対処するのが適当だと思います。例えば、政策運営の理念の条例とか、それから、権利義務を調整するもの、許認可の手続とか、あるいはいろんな法令が国にもございますから、その執行の手続とかですね。それから、一番よく日ごろおつき合いをされるだろうと思っておりますのは、公共施設の設置運営とか審議会の運営とか、いろいろございます。最近、制定していただきましたので、やや特徴的なのは名誉市民の条例とかございますけれども、このまちづくりの条例、実はこういうスタイルのものがそんなに特異ではないんですよね。すぐ近くで、たしか小長井かどこかがお持ちじゃなかったかと思えます。ちょっと今のは自信がありませんけれども。あと、かなりのまちでおつくりになっています。

内容的にはかなり幅がございまして、理念的なものから具体的な手続までございますけれども、私どもとしては、さっき言いましたように、余りいいとか悪いとか決め込まないで対処するのが適当だと思います。判断基準は、それがあることが私たちのまちづくりにとって効果があるんだろうかどうか、非常に有益であるかどうか、あるいはせっかくお決めになったのに思いどおりの効果を発揮しない可能性があるとか、そういうことを含めて勉強してみたいなと思っております。御提言を念頭に置きながら、こういう条例を含めて、さまざまな御提言がありますので、そういうものの一環として対応したいと思っております。一番最近では、市民の皆さんからもいろいろ御提言をいただきました名誉市民条例を決めていただいたということが直近の事例になっております。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、市民協働のまちづくりの推進ということで、これまでの取り組み状況と今後の取り組み方針についてお答えをいたします。

先ほど角田議員がおっしゃられましたように、鹿島市第五次総合計画の基本構想に「みんなですすめるまちづくり」を掲げ、「市民一人ひとりやボランティア団体・CSOなど地域で活動する人々や企業、行政などが情報を共有し、連携し合うことで、地域の課題に柔軟に対応することが可能になります。そのための環境づくりと、協働によるまちづくりをすすめてまいります」としております。この総合計画の基本構想は、さきの11日の議案審議で議決をいただきましたとおり、この基本構想は変更せずに今後も推進してまいります。

これまでの取り組み状況、具体的にですけれども、樋口市長になられてから、まちづくり懇話会の開催とか、これはこれまで18回を開催しております。協議内容は、肥前鹿島駅のこととか中心市街地、それから市民会館など、多岐にわたってテーマを設けて協議を行っていただいたところであります。それから、市民政策提案制度の創設、これにつきましては、これを設け、いろんな提案をいただき、それを市政に反映させてまいっております。そのほかに市長と語る会の実施や各種の審議会がございますけれども、これは各団体から代表として出ていただくだけではなく、一般に募集をしました市民の方にも審議会への御参加をいただくなど、幅広く意見をいただいているところであります。

また、今回の総合計画の見直しや市民交流プラザの条例などにつきましては、パブリックコメントを実施するなど、情報技術ですね、こういったことの活用も、ほかに情報技術の活用ということでは、ウェブによる提案箱をホームページのほうに設置するなど、積極的に市民の方から意見を伺うこととしております。また、禁口伝票というのがございます。これがいろんな方から市役所の職員が要望などを窓口などでお伺いすることがあります。それに対する処理要領というのを設けておまして、これを市長のほうまで必ず届くようにして、それを職員全体で共有するように努めているところであります。そういったことで、これまでも協働によるまちづくり、市民の皆様の御意見をいただくというふうなことに取り組んでまいっております。

今後も市民の方が積極的に御参加いただけるような機会や制度を設けることによって、市民参加、市民協働のまちづくりの推進を図っていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私のほうからは、大きな2点目、老人クラブの活性化について、大きな3番目、介護保険制度改正に伴う影響と今後の対応についての2点についてお答えいたします。

まず、老人クラブの活性化についてという御質問で、老人クラブの現状と課題という御質問だったかと思えます。

まず、老人クラブの現状についてということで、平成25年度末、60歳以上の人口が1万1,044人、まず、市の連合会に加入をしている老人クラブのクラブ数は44クラブ、そこに加入しておられる会員さんについては2,402人でございます。10年前と比べてということでございますので、平成16年度のクラブ数が53クラブ、会員数は3,061人、10年前、平成16年度と26年度を比べますと、クラブ数で9クラブ、会員数で559人の減少をいたしておるところでございます。

老人クラブの会員数が減少している原因、課題についてということでございますが、老人クラブの会員数については、先ほど申し上げましたように、減少をしているところであります。その原因については、幾つかの理由が考えられるところであります。市の老人クラブ連合会の方とお話しする機会もありますので、その中の1点目としては、ライフスタイルの変化というものが上げられるのではないかと考えております。高齢化の影響もあるものと考えますが、60歳から70歳といえ、近年ではまだ仕事をされている方も多く、退職後であっても趣味の活動などをされ、自分は老人クラブ加入にはまだ早いと考えておられる方が増加しているのではないかと考えております。

2点目といたしましては、クラブ運営の役員のなり手がいないことではないかということでもあります。以前より老人クラブの会長さんといえ、地区のリーダーということで活動をされてきておられるところではありますが、単位クラブにおいても、連合会の組織であっても、会長さんのほか、多くの役員さんにより運営をされているところであり、役員を引き受けてくださる方を探すのに苦勞をされているということも聞いております。このようなことが原因ではないかと考えているところであります。

課題といたしましては、クラブ数、会員数が減少をすれば、やはり積極的な活動ができなくなるおそれがあるのではないかと考えております。課題といたしましては、やはり新規会員の受け入れ増加が大きなものであると考えております。ことし、市の老人クラブ連合会の会長さんが交代をされました。今年度の目標として、会員数の増を上げられているところでもあります。そういったことで、やはり会員数の減少、クラブ数の減少というのが大きな問題点、課題ではないかと考えているところであります。

続きまして、大きな3点目、介護保険制度改正に伴う影響と今後の対応について、要支援者の利用実態と今後の方針という御質問でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地域医療・介護総合確保推進法案については、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法

律、いわゆるプログラム法に基づき、社会保障制度の改革のうち、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために個々の法律について改正されるものとなっています。

このうち、介護保険法では、先ほど議員おっしゃいましたように、地域包括ケアシステムの構築などの改正が予定をされています。この改正の内容といたしましては、地域包括ケアシステムの構築として、地域支援事業の充実や全国一律の予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化することとされています。この改正は平成27年4月1日施行予定ですが、予防給付の見直しは平成29年4月までに全ての市町村で実施、在宅医療、介護連携の推進、生活支援サービスの充実強化などは平成30年4月までに実施とされているところです。

鹿島市の予防給付の対象である要支援1及び要支援2の認定者数は、1号被保険者でそれぞれ240名、231名、合わせて471名ですが、本年3月の利用実績では、要支援1の方が165名、要支援2の方が175名、合わせて340名となっております。このうち、地域支援事業に移行するとされている介護予防通所介護の利用者は125人、介護予防訪問介護は64人の方が利用をされているところです。

どのような影響を及ぼすかとの御質問ですが、これまでの介護保険の予防給付のサービスから市町村の新しい地域支援事業に移行することになります。このほかのサービス、例えば、訪問看護や通所のリハビリテーションなどのサービスは、これまでどおり予防給付によるサービスのままです。このことによる影響ですが、これまでの予防給付は法定のサービスで人員基準や運営基準がある事業所によりサービスを受けるものですが、新しい地域支援事業では市町村の自由裁量に委ねられ、人員基準や運営基準のない事業所のサービスも受けられることとされており、また、これまでどおりの事業所で効果があると認められれば、従来の受託者へも委託が可能で、市独自の事業もできるということになっています。また、その支援の内容により、専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスを、以外の専門性が低いサービスにはボランティアなどの活用の想定がされているようです。

要支援1、2のあり方は今後どのように変わるのかという御質問については、介護予防の改正が地域包括ケアシステム推進ということで進められており、介護予防を推進していく中で、多様なサービスや、その提供者が必要になってくることが予想されます。今後、国から円滑な実施のためのガイドラインというものが示される予定となっており、その動向を注視したいと考えておるところです。

次に、地域支援事業への取り組みについてということで御質問でございますが、地域支援事業については、地域包括支援センターが行う事業として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を行っているところです。現在、市の地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、介護支援専門員を配置し、その事業を行っているところであり

ます。予防給付の見直しとともに、地域支援事業の内容についても見直しが行われるという情報も入っています。

現在、市の包括支援センターが行っている地域包括ケアシステムの取り組みといたしましては、今後、法定化される地域ケア会議の充実を図るために、地域ネットワーク会議の設置に向け準備をしているところです。これはケア会議の一部として行っている個別ケース会議とは別に、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、区长、民生委員、警察の方々などをメンバーとして、地域における課題を検討していくものと考えています。このような介護を通して地域包括ケアシステムの構築につなげられればと考えているところです。

介護予防事業の実施体制などについては、今後示されることとなっているガイドラインにより検討し、地域包括支援センターの体制等もあわせて検討することになると考えています。

以上、私のほうからお答えします。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

答弁ありがとうございました。それでは、これから一問一答で進めさせていただきます。

市民協働のまちづくりの推進についての市民参画条例の制定について、これは市長、するかしないかと。まちづくりについて、もう既にいろんな取り組みはしていただいていることは認めます。ただ、この取り組み、条例のあるなしによって、いわゆる市町村の捉え方によって非常に違ってくると思うんですけれども、やはり条例化して、それをほとんどの今までの条例、いわゆる鹿島市のホームページあたりで条例は公開してありますけれども、市民の皆さんはこの条例という条例らしきものはほとんど見られる状態じゃないわけですね。いろんな形で政策を進めていく中で、具体的に市民の皆さんの責務、これをはっきり規定して、市民の皆さんに説明すると同時に、やはり行政もしっかりそこら辺を基本方針、基準、こういったものをはっきり認識して、市長がかろうと、職員が課長、部長がかろうとも方針というものは変わらないような基準、そういったものを定めた条例を定めて、それに基づいて積極的に進める。市民参画条例の制定状況を見ますと、そうまだまだないです。しかし、この制定した市町村を見てみますと、やっぱり市民参画条例を制定した市町村の市民参画及び協働の事業の進め方を見てみますと、この鹿島と比べると、ほとんど取り組みの姿勢というのは違っています。

たまたま我々議員には2年に一回、いわゆる県外に1泊2日の範囲内で研修機会があります。今年、私の当番でもありましたので、遠くに行かなくてもということで、近くて日帰りできるようなところで、この議会改革、あるいは市民活動、こういったものに積極的に取り組んでいないだろうかと思って、福岡と北九州の中間にあります宗像市ですね。宗像神社とか、日本一の売上を誇っています新鮮な魚介類を取り扱っている「道の駅むなかた」がある

宗像市を勉強させていただきました。そこには、市民参画条例を約5年ぐらい前に取り組んで、この条例に基づいて市民総運動で行政を進めておられます。議会でも、鹿島と同じ議会改革基本条例を同じごろですね、ちょうどたまたまつくってやっているんですけども、その後の取り組み状況を見てみますと、雲泥の差というぐらい非常に議会改革にも取り組んでおられます。また、市民の参画、協働、それから、女性参画運動も鹿島はこれから取り組もうといった形で取り組んでおられますけれども、議会に訪ねてみましたら、既に女性議員さんが3分の1おられるんですね。びっくりしました。20名ぐらいのうちの6名、しかも、議長さんが女性の議長さんで、すばらしい議会運営をされていまして、鹿島でいろんな行政運営を進める中で、やはり市民の皆さんからいろんな意見、こういった行政の進め方に対して市民の皆さんが心配していろんな意見を出しています。そういったことについて、政策が激しい市ですねと。その宗像では政策の過程の段階から市民の皆さんに加わっていただいておりますから、そんなことは絶対ありません、一度もあつたことはない。いわゆる政策過程での議論は徹底して——どうせ政策を推進する上での賛成、反対というのは必ずあります。武雄市だって市民病院の改革、あるいは図書館をするときでも、議会でもやはり賛否が非常に分かれて議論がなされた。ピオの事業についてもしかりですけどもですね。しかし、議会で決まった以上は、やっぱり市民総意で、市民の皆さんから選ばれた議員で構成する議会で決定しておるわけで、それに従って粛々と推進しておられると。そういった形で、その市民参画条例というものを参考にさせていただきました。その市民参画条例に基づいて、いろんな施策を打ち出されています。その条例を見てみますと、打ち出さざるを得ないような条例になっています。宗像市の市民参画条例を参考にさせていただいて、どんな取り組みをやっているのか、非常に参考になりました。

判断基準があることは、非常に効果があるかどうか、それは今後、勉強して検討していくということでしたので、それを期待して、次の項に進めて、また総括で質問したいんですが、ボランティア活動の推進、これについても非常に宗像は積極的でした。ボランティア団体が既に80を超えておりました。今度、鹿島がピオに開設します市民交流プラザ、そういったものがたまたまありました。そこもついで見えてきたんですけども、そこは従来、社会福祉センターやったですけども、その改築にあわせて社会福祉センターを別のところにつくって、そこに、鹿島がピオに考えております市民交流プラザ、ほとんど全く同じような組織、そういったものを入れて、市民参画、協働推進事業を、いわゆるそこで確たる組織もつくっておられます。宗像市コミュニティ・協働推進課市民活動係というような協働推進課を設けて、市民活動を徹底的に育成指導して、これからの行政需要等、市だけじゃなくて、やっていく必要がありますので、そういった形でぜひしていただきたいんですけども、これまでのボランティア活動、こういったものに対しての支援、いわゆる市民団体、そういったものの活動を支援する相談体制というのは現在どのようになされているのか。それから、鹿島市

内で活動しているボランティア団体はどのくらいあるのか、まず、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

まず、ボランティア活動、ボランティア団体についてですけれども、ボランティア意識の啓発という意味では、ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においては、その活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、さまざまな構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っているということになっております。特に大きな災害など、そういった場合には大きな力になるというふうに認識をしております。

鹿島市におきましては、市民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点として、平成17年から鹿島市ボランティアセンターが鹿島市社会福祉協議会内に設置をされています。ここが相談窓口や情報の提供をされており、ボランティア活動の推進拠点にもなっております。社会福祉協議会においては、ボランティア活動のための研修会の実施や活動に必要な物品の支援、それから、事故のための保険加入などの支援を行っていただいております。

登録状況ですけれども、現在、19グループ、339名の方が登録されているとお聞きしております。その活動分野は、福祉分野であったり、地域活動、子育て、教育、まちおこしなど、いろいろな団体が登録をいただいていると伺っております。

それからもう1点、CSO活動、市民社会組織ということでの御質問だったかと思えます。

NPO法人とか市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、町内会、老人会、PTAといった組織、団体を含める活動ということでございますので、これはそれぞれの団体がそれぞれの団体の、先ほど申し上げましたように、福祉とか地域活動といった目的、設立の趣旨に沿って活動をされていると思っております。基本的には自立した活動を行っていただいているものと思っております。そういった中で、市に相談がある場合は、そのCSO活動、組織の活動に関係をする部や課が相談窓口や情報の提供を行う、それと一緒に施策を遂行していくなど、そういった協力体制をとることになると思っております。

それと、先ほど市民交流プラザの話も出ましたので、社会福祉協議会は今度、市民交流プラザのほうに移転をしていただくことになっております。そういった意味では、市民交流プラザを活用して、市民交流プラザのほうには市の職員も配置をして今後推進していくこととなりますので、連携をしながら活動ができるものと期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

私もこのボランティア活動、エイブルで学習活動の一環として、いろんなボランティアをするための講習会、こういったものがなされて、いろんな団体が育っているということはわかっております。ただ、ボランティア、いわゆる個人の自主的な活動だけじゃなくて、そういった目的を同じくする人のグループを組織することによって、やっぱり行政がやっているような取り組み、こういった活動を活発化させていく必要があるんですけども、17年に社会福祉協議会でボランティアセンターを設置して、そういった育成指導、あるいは登録をやってきたと言われたんですけども、我々市民にそうした登録情報、いわゆる今、1対1で福祉ボランティアと、多いのは福祉施設等のボランティアですけども、それ以上に、やっぱり行政課題にこういったボランティア団体等で取り組んでいただくように、そして、いろんな情報をもっと市民に対して発して、本当のセンター機能を社会福祉協議会で充実させていただきたいんですけども、そこら辺はどうですか、本当に今の状態で十分体制として整っていると思っているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃっているのは、ボランティア活動ということだと思います。ボランティア活動そのものは、今、社会福祉協議会のほうでボランティア活動センターを設置してやっていただいていることは、例えば、ボランティアをしたいという団体に登録をいただいて、こういったところでのボランティア活動がある、こういった要請があるといったことの取り持ちといたしますか、受け入れて、こういったボランティアがあるときにはこういう団体を紹介するといった形での相互の——基本的には個人、団体などがボランティア相互の連携とか、そういったことによって地域住民の福祉の向上になるとか、そういった事業をなさっているところであります。

今後、ボランティア活動団体を市民の協働のまちづくりに反映させるといった意味では、こちらが、例えば、審議会の中にそういった団体に御参加いただいて御意見をいただくとか、そういった形で連携をしていくことになるかと思っております。先ほど申しましたように、市民交流プラザのほうに社会福祉協議会が移転されることに伴いまして、市民交流プラザのほうは社会福祉の増進のための事業とか市民及び団体の方の交流並びに連携の促進に関する事業などを事業として掲げる予定でありますので、そういった中で活動を支援できる体制もできるのではないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

自主的なボランティア活動をもう一つ活性化させて、宗像に行ったときの、いわゆる子育て支援センターを市で開設しているんですけど、そこに従事されている方というのは、いわゆる子育て支援のボランティア、そういった80名ぐらい登録されたママさんグループがあって、自分のあいた時間に、いわゆる子育て支援センターにある数時間単位の育児、そういった職員で対応できない部分をボランティアがやっけていただいていると。そういったボランティアも、いろんな地域貢献のかかわりが非常にあると思います。そういった意味で、やはり社会福祉協議会で現在やっておられる、これまで17年度からして、19グループ、規模からして、分野別に聞いておりませんが、ちょっと偏った形ではないのかな。これをもっと活性化するような情報を市民の皆さんに、そして、ボランティアをやっている市民の皆さんもやりがいのあるような形の情報発信を今回つくられる市民交流プラザの中でセンター機能を強化していただきたいと。

そして、市民活動・ボランティアに限らず、こういった市民団体の活動を活性化するために、いわゆる子育て支援とか、地域介護支援とか、これから介護保険法の改正で老人会あたりにもこういった介護支援の役割を担ってもらうように想定されております。それから、生きがいづくり、あるいは環境保全なり——環境保全はこれまでいろんなボランティア活動をやってこられたのは認めております。そういった人づくり、まちづくりにつながるような活動に対して、積極的にこれが活発化するような支援というものをある程度一定期間を決めて支援していく必要があるだろうと。それは宗像を見たときに、こういった条例に基づいて、そして、市民活性化のためのまちづくり基金を設けて、いわゆる市民の団体、いろんなそれぞれの団体にアイデアを募集して、提案して取り組んでいただく。そして、支援。今年度も26団体ぐらいからの活動助成申請があって、26団体ぐらい認定して使用する、そういうような形で積極的に進んでおられます。そういった形で、市民活動が活発化するような補助制度を設けて、ぜひやっていただきたいと思うんですけど、その考えはないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

今回、鹿島市民交流プラザが整備できることに伴いまして、先ほど企画財政課長からありました、現在、社会福祉協議会が実施しておりますボランティア活動センターの運営事業、これと連携しまして、行政がこれまで手をつけていなかった事業、例えば、子育てボランティアの募集とか養成、登録を行って、子育て支援センターのスタッフとして活動の場が提供

できるんじゃないかと思っております。また、子育てに限らず、いろんなボランティア団体がありまして、先ほどの社会福祉協議会の19団体、330人ほどの登録のほかにも、いきいきサロン活動グループとか、会食会のグループとか、それから愛の一声ネットワークとか、高齢者を対象にしたグループのボランティア団体がありますので、社会福祉協議会とあわせてボランティア活動センターが核となって、そういったグループ同士の情報交換とか、それから相談窓口、またはグループ同士での交流の場として鹿島市民交流プラザを利用できることとなると思っておりますので、今度の市民交流プラザというのが、そういったところの特徴の一つであるというふうに捉えております。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

財政的な支援についてお答えをいたします。

鹿島市のまちづくり団体、そういった活動をされているという意味での財政的な支援の方法としては、鹿島市ふるさと創生基金交付要綱というのを制定しております。これについても少し御説明をさせていただき、お答えしたいと思います。

これまではまちづくり活動事業交付金、ふるさとづくり交付金、日韓交流支援事業補助金という3つの財政的な支援事業がありましたけれども、これを平成25年度に大幅に見直しを行い、鹿島市ふるさと創生基金交付要綱に要綱を一本化いたしております。これはふるさと創生基金を主たる財源といたしまして、交付の対象を鹿島のまちづくり、地域づくりを図るための個人、団体、グループなどが実施する事業を対象として交付するものとして、交付の額としては、事業費の100分の70以内として、1,000千円を上限として交付するものとしております。平成25年度改正で、個人や団体、グループを対象に、鹿島市の発展や活性化に資する事業に懐深く交付することとして、まちづくり活動を支援しているものであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

ボランティアセンターをそういった形で機能強化していただくことを期待して、先ほど申し上げました市民協働、これについては、現在、鹿島市が行っている行政全てを、例えば、宗像の取り組み状況を紹介しますと、鹿島市の職員がやってくれる行政をこういった形でこういった金額でやっていますという情報を全て出して、これを市民の皆さんが取り組むとしたらこういった形でやりますかということで、現在、民間でできる委託事業を除いて、市が行っている行政内容を全て公開して、そして、それに対する提案、市がやるよりもコスト的に安くつく、そして、市民のサービスにつながるこういったことを市民の皆さんに提案して

いただく宗像市市民サービス協働化提案制度というものを募集して、何でもいいと、コストが安くつく、そういったものを取り組んでやっていただいております。

ぜひ宗像の提案制度を参考にさせていただくとわかります。ちょっと鹿島では考えられないような市民協働の事業です。その議長さんもやっぱり全国一だというふうな形で誇っておられました。そういうような形で、ぜひ取り組んでいただきたい。

ちょっと時間が迫りましたので、次の老人クラブ連合会の活性化について御質問します。

老人クラブは、10年前としますと9クラブ減っていると、会員さんも559名減少しているという答弁がありました。対象となる60歳以上、いわゆる老人福祉法が対象とする老人の方はふえているのに、こういった減少をして、あるクラブの会長さんからお聞きしましたところ、やっぱりもうやめざるを得んかなと。やっぱり課題として、いろいろあるようですね。会員さんが、やっぱり役員にならんばらんならばやめるとか、あるいは会費が高いとか、あるいは新たに入ってくる世代の方が、前までは60歳定年でしたけれども、65歳に延長されて、まだまだ働いているから入りたくないよ、老人じゃないよということで、老人クラブじゃなくて高齢者クラブというような感じで名称を変えたり、老人会もいろいろ努力はされていますけれども、若い人が入ってこない。したがって、高齢者クラブの実態を見ますと、70歳以上から80歳、いわゆる高齢者の中でも後期高齢者の部分で、前期高齢者の方がほとんど入ってこられない。そういった形で、組織が弱体化する。弱体化すると、組織で取り組んでいた活動がますますおもしろみがない。そういうようなことから敬遠されている。しかし、一生懸命やっておられるところは、やっておられるんです。そういうところを見ますと、やはり若い会員さん、60歳とか65歳に加入年齢を引き下げてやって、いろんな活動を展開されているところもあります。

そういったところを参考にして、この原因が若い人の個々のライフスタイルの変化というものが、また、老人クラブなんて年寄りの社交クラブとか、あるいは自分たちには無縁とか、そういった形で若い人は考えていない。しかし、今、求められているのは、そこら辺の地域貢献とか、せつかく現職で得られました知識とか技能を地域社会に貢献できる場の提供として老人クラブを活性化することによって、先ほど申しました市民協働の形で担い手となり得るような組織になり得ると。そういった意味で、この老人クラブを活性化していただきたい。そのためには、加入促進についての支援とか、そういったことをぜひ行っていただきたい。例えば、市の広報あたりで老人クラブの意義、老人クラブの役割あたりをもう一度広報していただいて、加入促進についての広報のお手伝いをぜひお願いしたいと思います。

それから、老人クラブ連合会とか地域の老人クラブへの助成、これを見ていると、私はある地域の老人クラブにお世話になって、いろんな交流をしていますけれども、収支決算報告書を見せていただくと、やっぱり会費も高い。2,500円から3千円ぐらい集めて会を運営されているんですけれども、三、四十名のところで事業費の予算は200千円以下なんですね。

わずかな金額なんです。自分たちの茶菓子とか、そういった活動に伴うものは個人負担されて、いわゆる会の運営事業費そのものの予算というのは非常に微々たるものです。

その中で、市の連合会に対する、いわゆる上層機関への負担金というものが平等割とか人数割で納めていただいています。そして、市の老人クラブ連合会から同額が補助金として来て、この収支予算書を見る限り、ほとんど市からの補助金というのは地域の老人クラブのほうには行っていないんだなど。ちょっと佐賀市あたりの老人クラブはどうかなと思って、見たら、市の連合会に行って、連合会から地域老人クラブに1人当たり、いわゆる規模別に支給されております。例えば、佐賀市だったら、30人以上のクラブは3,880円の12カ月分で46,560円と言っています。鹿島を比べてみたら、同じ30人規模でしたら、20千円ちょっとしか行っていないわけですね。約半分しか行っていない。あら、どうしてなのかなど。この財源は国、県からの財源になっていないのかなど。

現在、老人クラブ連合会、地域老人クラブに助成されている補助金額というのは、例えば、一番近い昨年度でいいですけど、どのくらいされているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

老人クラブ連合会への補助ということで、平成25年度、補助金総額で1,634,632円となっております。補助金の積算につきましては、単位クラブの活動助成金という形で、クラブ数に応じて、また、連合会補助ということで、会員数に応じたもの、また定額のもの、事務局長手当の補助等として、老人クラブ連合会に対しての補助を出しておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

単位クラブ当たりで、ちょっと私も25年度を会長さんからもらわなくて、24年度を見た限りでは、やはり老人クラブへの補助金が少のうございました。単位老人クラブ補助金としてやる金額として996千円、約1,000千円程度ですね。そのほかに、市老連の運営費として183千円と。そして、スポーツ大会とかいろんな事業をやって、委託事業として600千円やっておられます。そういったもろもろを合わせますと、先ほど言われるような金額になります。

そういった中で、単位老人クラブの補助金1,000千円が地域のほうに行っているような形になっているんですけども、地域老人クラブからいくと、それは市の老連への負担金として、実際、自分たちの2,500円なり3千円の会費の中で細々とやっている。そういった中で、やはり会長さん、あるいは会計責任者の非常に難しさ、そこら辺である程度、市連あたりの

補助金をもう少し運営的なものを助成増額するなりして、地域の老人会の負担金が負担にならないような形で活動費を助成していただきたいなと思います。ぜひ検討して、これから地域に根差した老人クラブ、身近な老人クラブが、前期高齢者の方、元気な方が後期高齢者、いわゆる介護の必要な方を支援していくような仕組みづくりを地域で整えると。そういう意味からすると、この老人クラブを活性化する、これが一番これから取り組まなければいかんと思います。

ぜひ老人クラブの活性化のために、そういった地域老人クラブへの助成なり老人クラブ連合会への助成、こういった助成をぜひ検討していただきたい。というのは、老人クラブ連合会の役員になりたくないというのは、地域の老人クラブ、それから、市単位の老人クラブ連合会、そういった会合に行き、やっぱり役員になっても、役員の手当というのはほとんどボランティアで、非常に負担になって役員になり手がなく、そういった感じになっていますので、もう一度そこら辺の高齢者、国もこういった高齢者の老人クラブに対して年間二十七、八億円ぐらいの活性化のための助成制度を、毎年27億円か28億円ぐらい出していると思います。そういった形で、地方自治体にも活動支援を積極的にやるようにという形で法律でも定められておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりまして、最後の介護保険制度の改正と影響なんですけど、要支援者、いわゆる介護度の低い要支援1及び2の方について、これだけ対象者がいる。これまでの介護保険制度では、いわゆる要介護度が増さないようにということで、こういった軽度の方のリハビリとか機能訓練をやってきていただいておりますけれども、これが地域支援事業になることによって、市町村の地域支援事業、ある一定の財源は介護保険会計の中から出されるだろうと思います。それと、今回の介護保険制度の改正の狙いというのは、これから介護保険料を納める若年層の世代が減少して、反対に介護を受ける方が、後期高齢者の方どんどんふえて介護費用がパンクすると。それを補うため、そういった地域の老人クラブあたりを活性化させる、いわゆる健康づくりとか生きがいをつくることによって医療費とか介護費用を抑える狙いがそこにあるわけです。したがって、この地域支援事業というのは、どの範囲でやるかというのは市町村の自由裁量に任されているわけです。

ここで市長、これは保険健康課長だけで対応できる問題じゃないと思います。市それぞれの課が一緒になって取り組まないといけないようなことだと思います。そういった意味で、私は地域支援事業に移ることによって、ケアが弱体化するんじゃないかと世話をしています。そうならないように、今、先ほど課長の説明によりますと、ある程度施設の規模、基準に応じて機能訓練の効果あるやり方をやっている施設については、従来どおり地域支援事業の中で委託としてやっていくということでしたけれども、そういった委託料についてはどういった形でやっていかれるんでしょうかね。国の価格というのは、予防給付でやっていた基準というのは国で定められている。そういったものまで、市町村がやる地域支援事業の中で

市町村が独自でやる委託事業についての価格設定というのは市町村独自でやるんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

御存じのとおり、これまでは国のほうで基準が決められておりまして、その中で価格が設定をされておりました。新しい地域支援事業の中では、市町村委託という形での価格設定になるということですが、その基準というのはまだ示されておられません。

今後につきましては、先ほども申しましたように、国からの実施に向けたガイドラインというのが近々示される予定になっておりますので、これも介護保険事業の中の一つという形になります。杵藤地区の介護保険事務所のほうでも我々が会議をする場所もありますので、そういった中で不公平にならないようにという形での価格設定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

それで、現在、介護予防に力を置いた事業をやっておられるところについては、そういった機能が、ケアが低下しないような、やる気のあるような支援を構築していただきたいと思うんですけども、最後に、任意事業として、地域の高齢者のニーズを聞いて、いろんな取り組み、これは市町村独自でやられるんですけども、今、非常に問題になっておりますひとり住まいの高齢者、独居老人の方の支援のあり方で、高齢者が急にぐあいが悪くなって倒れて発見されるまで1週間以上たった、そういった孤独死というのが非常に問題になってきております。

そこで、私も老人会の方に御意見を聞く中で、ぜひ取り組んでほしいと言っておられるのが、独居老人の方の家の鍵を市とか、あるいは社会福祉協議会の安心できる機関で預かって、緊急時のときには関係者であけて安否を確認してもらおう。いわゆる緊急時の鍵預かり制度というものをぜひ取り組んでほしいという要望が私にありました。実際どこかそういったことをやっているのかなど。私も配食事業等をして、5年間で3名くらいそういった孤独死に遭遇し、前保険健康課長に聞いたら、そういったことはありませんと言われましたけれども、実際はあるんですよ。そういったものの本当に真剣な取り組みをしていただきたいんですけども、この高齢者宅の鍵預かり、こういった事業に取り組む考えがあるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

角田議員からありました高齢者の鍵預かり制度につきましては、今度の新しい制度の中で
どういうふうなことができるのか、研究をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

これを私は探しました。大阪府の寝屋川市で、ことし4月から取り組んで、5月19日現在
で108人の方が鍵預かり制度をされています。この寝屋川市全体で普及が非常に広まってお
りまして、昨年1年間で近隣住民の方が異常に気づいて安否確認されたのが100人おられる
そうです。このうち、71人が死亡されていたと。中には、16人が発見まで8日たっていたと
いうことで、これはいけないということで、社会福祉協議会が主体となって、すぐに安否確
認できる対策を地域の方と一緒に取り組んでいます。これはやはり高齢者ばかりじゃなくて、
障害者、こういった方に対しても、5年後の利用を1,000人にやっていくというような形で、
これまでのケースで、いつ体調を壊すかわからないということで、みんなで守っていただく、
息子たちも安心してと、こういった形で、金のかからないような仕組み、こういったことも
市民の提案で取り組めます。ぜひこういったことを積極的に取り組んでいただくことを願
いしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で6番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

13番議員の中西裕司でございます。一般質問をさせていただきます。通告は多項目にわた
っておりますが、従来から私が気がかりにしている重要な課題で、今まで何回となく取り上
げてきた課題でありますので、答弁は簡単にできると思っております。

まず初めに、「鹿島ん者はつまらん」という市民の声があるようであります。私は今回の
選挙戦を通じて、無投票になるのを避ける。もう1つは、ピオの事業の関連事業については、

市民の中では賛成を得ていないのが多いね、まだまだ問題点はあるね、疑問視する声が多かったと思っております。したがって、今回、選挙になりました。

普通、2期目の選挙は大体、1期目に十分なしっかりした市民との対話をする中で政策を遂行している市長であれば、2期目というものはほとんど無投票になります。あるいは大きな一方的な勝利になるのが通常であります。今回は前の市議員をされておった谷口良隆さんが無投票を阻止するごと、そして、市民の重要な課題であるピオ問題に対して、それを掲げて選挙を戦っていただきました。非常に私から見れば男の中の男、昔風で言えば侍である、魂を持っている男である、そのように私は思いました。「鹿島ん者はつまらん」というお話を聞いたときに、私は寒けがします。本当にこの方は鹿島に住んでいるのかしらと、どういうことを今まで鹿島の中でされてきたのか、非常に疑問を持つところであります。私もUターン組であります。家の都合です。でも、ふるさと鹿島に帰ってきてから、もう三十数年たちます。市長もふるさと鹿島を愛すると言うけれども、それ以上に私は思いが多いです。

先ほどの質問の中にボランティア活動の問題がありましたけれども、報酬がなく、補助もなく、鹿島のために自分の仕事の合間に頑張る、これがボランティアであります。私たちは補助金ありきのボランティア活動はしたことがありません。制度として必要なものは必要です。それは当たり前のことですが、地方自治、あるいは地域政治をしていくのは人が主人公であります。これは市長も言われておる。人が主人公である。そこに住んでいる人がどのような形で助け合いをして地域政治を、あるいは地域社会を構成しているかということは市長も十分御存じであります。でも、私はUターンをしてから仕事の合間にいろんなことを考えながら、私は商売人でございますから、商工会議所の青年部の活動を通じてさまざまなボランティア活動に従事してきたつもりであります。地方はそのようなことではないでしょうか。役所におんぶにだっこされる、それも一つの方法。そういう条件のある人もいる。それは手厚くしなきゃいかん。でも、若か者なら若か者なりに自分の置かれておる状況を把握しながらしっかり頑張っていく。今でこそ消防団員の加入について、今、大きくこのことがあっておりませんが、桑原市政においては官と民の際をなくして、そして、お互い連絡をとり合っ鹿島のことば考ゆうないと。だから、職員であれ、消防団への参加が進んだということがあります。僕はそういうものだと思っております。とりたててどうのこうの言うような問題ではないと。

ただし、今回の選挙を受けて、市長は2期目のスタートをされました。市長の選挙公報を見ていると、肝心なところが抜けております。具体的な事業は、ああしたい、こうしたい、これもしたい、アスベストは取りましたよというようなことも書く。私が言う肝心なことというのは、行政とそこに住む人との問題であります。そのことが十分解明されないままになっています。私は第五次総合計画の見直しのときに、自治基本条例がないじゃないですか、どうするんですかとお聞きをしました。先ほど角田議員は宗像市の例を挙げておっしゃいま

したが、そういう条例も、自治基本条例があるのがスタートであります。そして、行政と人との関係をしっかりしたものに、いわゆる制度上の保障をするという意味で、その関係をしっかり決めるというのが大事であります。佐賀市には、まちづくり自治基本条例がありません。

そのようにして、いわゆる従来の国、県や補助金をもらって仕事をしていく地方自治のあり方は、そのようなことでよかったかもしれないけれども、これからの社会は地域が、地方がどうするかであります。一つの行政区の中で、どのようなことを取り決めていくかということが大事だろうと思っております。そのためには、当然、その根本となる自治基本条例が必要だと思っております。そして、私たちが議会でつくりました議会基本条例に基づいて、前回、第五次総合計画の見直しが議案としてこの議会に上程されておるわけであります。一つの手だて、いわゆるプロセスであります。今回、ワールドカップサッカーに出ているサッカー選手の中で、自分は結果ではなく、そのプロセス、過程、それを大事にするという選手もおります。ちょっとど忘れしましたが、そのような方もおります。いわゆる政治というもの、そうであります。公平、公正、公開に努める、当たり前のことをはっきりうたう、そして、みずからを律していく、律する、そのようなことが大事だろうと思えます。

私は一般質問の中に、市長の書かれた前進ということを上げておりますが、これからの2期目に向かって、改めて市長の政治姿勢を聞きたいと思えます。今度の議会の演告に全てを書いてありますが、読んでみて、いまいち足りないところは、そこにあります。具体的な政策は書いてあるけれども、市長の思いが、魂が市民には伝わらない。だから、選挙の前に何があったかということでもあります。私は今回、改めて選挙を通じて痛切に感じたことがあります。不適切な手続は事務屋の責任でしょう。皆さん、どう思われますか。職員の人はずっとたまたまのものではありません。行政は法律や条例に基づいて、自由裁量の仕事というのは実際はありません。法令に基づいて仕事をするというのが行政の役割であります。ただし、政治は違います。政治は自由裁量であります。だから、先ほど言われたけれども、議会で多数をとれば、それが全てだという考え方があります。私はそうは思いません。

この次に上げております不適切な手続が行われた議案について、多数であったから、それが全てのように考えるわけにはいかない。私は今、不適切な手続と言いましたが、まだ尾を引いています。と申しますのは、私は情報公開条例で不動産鑑定業務に関する入札、指名競争入札の契約についての文書を取り寄せるようにしておりますが、文書がない、存在しないという返答をいただきましたので、それに対する不服申し立てを实际しております。不服申し立てはしておりますが、それについての審査が先月29日に開かれ、2回目の審査会でも結論が出ておりません。今月ぐらい出てくるかもしれんけれども、そのように思っています。その結論が出てこない以上、私は不動産鑑定士の一連の業務については納得できないわけです。調べれば調べるほど、法律違反がある。法律違反の議案を議会に虚偽説明をして、そし

て、賛否を問う、この行政のあり方に私は不信感があるわけです。

したがって、この審査会での結論を私は待っているわけです。でも、いまだに出てこない。何を協議しているかも私は知らない。私が審査会に出席をさせていただいて、そして、説明しましょうかと言ったならば、担当は文書で書いていただけませんか、それを審査会の委員の方に事前にお配りして、そして、十分な審議ができるように配慮をしたいと。本当に担当は思い切ったことをしていただいたと思っております。それでも29日、出なかった。結論は出ていない。宙に浮いているわけです。議会では多数で結論が出たかもしれんけれども、調べれば調べるほど、その問題点は法律違反に近づいていくということでもあります。だから、市民の皆さんは監査請求をして、そして、棄却をされた。棄却をされたことに対して、それは違うよということで、現在、行政訴訟をされておるわけであります。

まだ市のほうに訴状が来ていないからわからないということを言われますので、それについては深く追及しませんが、審査会の状況、これも第三者機関でございますから、通常の行政と違いますので、審査会については私のところは関係ありませんと恐らく答弁が返ってくるでしょうが、今の審査会の状況、あるいは今回、新聞辞令で副市長は今月いっぱい退任するという記事があります。私たち議会では——議会ではと言ったら失礼ですね。私、議員は、それは知りません。わかっておりません。ただし、今回の入札業務については、責任者は副市長であります。副市長はさきの議会でも不適切な手続については陳謝をされております。その陳謝の意味が単なる行政上の手続を間違えましたということなのか、法律違反なのか、あるいは法律違反との認識があったかどうか、それについては私は追及をしておりますが、議会で多数をとったからという意見がございますので、改めて副市長にお尋ねをいたします。不適切な手続は法律違反か、違反でないのか、はっきり答弁をお願いしたいというふうに思います。

入札制度については市長は外れておりますので、市長の意見を聞くことはできませんが、不適切な手続は事務屋の責任でしょうという市民の声もありますので、ぜひその点については副市長から答弁をいただきたいというふうに思います。

また、市長は今回の選挙でパンフレットを出した。これは松尾議員も指摘をされました。アスベストの問題であります。

この問題については、議会が指摘をして、そして、売買契約のとき、あるいは別個、他での確認書をつくる中でアスベストの問題については宿題があったと思っております。しかし、今回の市長のパンフレットには、アスベストはありませんと、これは解決をしたというようなお話がありますが、これこそ詐欺ではありませんか。相手候補の政治活動を詐欺行為をしているという市長の答弁がありました。政治活動について詐欺行為という証拠立てはできないわけであります。判断は非常に難しい。法律上の詐欺行為ではない。政治活動であります。それをないがしろにするような発言であろうと思っております。逆に、アスベストにつ

いてはどうだったんですか、真相をお聞かせくださいということになります。

市長の答弁を求めますが、これは滋賀県の湖南市の市長さんから情報をいただきましたが、後藤田正晴、御存じですよね。元官房長官であります。その方が5つの戒めということを言われております。1つ目が、省益を忘れ、国益を思え、2つ目が、嫌な報告をしろ、3番目、意見具申しろ、4番目、俺の仕事じゃないと言うな、5番目、決定が下ったら実行しろ、この5つの戒めを言われています。これからの樋口市政の2期目のスタートに当たり、この戒めを参考にしていただければと私は思っております。市長の答弁をお願いいたします。これは市長の基本的な政治姿勢の問題でございますので、御答弁をお願いしたいと思います。簡単をお願いいたします。

ピオ事業であります。これは不適切な手続というのが不動産鑑定の際にあったと。指名をして、入札をして、契約をした、これは市民の方にも私はこの議会で十分説明をしているところでありますので、詳しいことは言いませんが、委任状があったから全てオーケーみたいな監査委員の話もあります。ただ、監査委員は市長部局に対して一つのお願い事という形でまとめてありますが、その委任状は2回出ております。最初は指名参加願に恐らく添付をされたものと思いますが、その後の、11月ぐらいと思いますが、2回目の委任状が出ています。これは内容が違います。何で内容が違うかということは、いろいろ私自身考えるところでありますが、最終的にはその不動産会社の佐賀支店に不動産鑑定業務を行う登録がなされていなかったということで、委任状の差しかえを恐らくされたのではないかなというふうに思います。いわゆる不動産鑑定業務以外を外したということになるのではないかなと思います。

私も先日言いましたが、私が1級建築士の免許を持っていて、1級建築士の免許を持っていない人に1級建築士の資格でできる施工監理とかなんかを委任しても、その方はできません。それと同じであります。本社は不動産鑑定士の知事登録をとっておる。しかし、佐賀支店はない。もともと不動産鑑定業務を行う支店ではないわけであり。不動産鑑定業務以外の仕事は、いろんな法律に基づいて手続をしてあるでしょうから、支店はできると思いますが、不動産鑑定業務については、その支店ではできません。指名参加願にも、それを見れば、その佐賀支店ができるかどうかということもきちっと判断できます。恐らくいろんな不信感が出てきます。指名をしたときに、いろんな庁内の手続があるにもかかわらず、県内の業者を選択するとき、わざわざ支店の業者を選んである。しかも、登録もしていない。営業所としての、支店としての実態も疑わしいものがある。となると、いわゆる指名そのものもできなかったのではないかと、そのように思うわけです。指名したときに質問書をつけていない。入札をした、積算内訳書がない、これもどうなんだ、おかしいじゃないか。社内の規定では無効としてある。入札自体が無効としてある。でも、入札を有効とする。そして、契約をする。仕事は本社の不動産鑑定士がしたから鑑定評価については有効ですよと言う。じゃ、

個人の不動産鑑定士に直接頼めばいいじゃないか、何も支店がないような実態のわからないような業者にさせるよりかはというような考え方にもなりかねないことを今回していると私は思っているわけです。だから、反対をしました。

だから、そこを今回、当事者である副市長がやめられるということを新聞情報で聞いて、今回、また改めて最後の結論をいただきたいというふうに思っております。

道路の問題でございますが、これは今、陳情をされておる。あるいは期成会がある。期成会活動を通じて、要望活動をしておると言うけれども、武雄鹿島道路については高規格の道路を要請していると。いわゆる走行性の高い道路だと言われております。走行性の高い道路については、市長はいみじくもシュレッダー事件を持ち出して、この問題は片づいていると言う。しかし、鹿島市からの要望は走行性の高い道路とある。これは何ですか、いまだにこういうことをやっているんですか、庁内で本当にこのアクセス道路について議論をしていますか。していないから、この結果を相変わらず期成会で言っているわけです。

企業誘致ができない。だから、この前、企業誘致負けましたもんね。じゃ、今回は地場産業をしっかりしましょうというお話がある。何だこれはとなりますね。一つ一つ物事を片づけていこうじゃありませんか。走行性の高い道路、これが今そういうふうになっているかどうか、確認をさせてください。

駅前の問題、これも松尾議員も言われました。範囲をどこまで広げるんだという問題があります。30年後の鹿島市を考えれば、少子化の現実があるのに、広げてどうするんだ。あるいはその前に、長崎本線の存続をめぐって県と今から協議をすべきではないか。県は恐らく改札口と自動の発券装置があれば、それでいいんですよと言う。そういうことに対して、鹿島市がどう取り組んでいくのか。あれ駅舎であるとかどうか、いろいろ言うけれども、全て鹿島市の負担になるということを感じていただきたい、そのように思います。

これについても、駅前広場の計画がどこまでどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

中心市街地の問題でございますが、これは資料要求をしました。要求をしましたが、25年度の事業にもかかわらず、まだ精査ができていないということで資料としては出てきませんでした。何を今さらということがあります。ピオへ公的施設を移転するのは、中心市街地の再活性化を狙っているはずであります。しかも、地元との連携を強化していく、そのような話であります。中心市街地に関するデータが出てこないと何も言えない。平成11年に通産省の補助でつくった計画を、今度、国交省の補助事業の申請の資料としてつける。2核1モールの時代であります。そのことをつけておる。多分、国交省はわからなかったでしょうね。

そのようにして、中心市街地の問題について、本来は25年度で済んでいなきゃいけない事業がどうしていまだに出てこないのかと思います。

入札の制度ですが、これは今、地元発注という制度が慣例化してきましたので、地元の業

者を通じて専門業者について仕事が行くということになっております。そのことは私は評価をしたいというふうに思っています。ただ、入札の状況を報告していただきましたが、従来と余り変わらない。東部中学校だけは99.5%だけれども、ほかの事業については従来と変わらない。私が心配したのが、資材の高騰や労賃の高騰があっている中で、本当に赤字受注になっていないかどうかということが私は心配であります。入札結果自体では、そのことはわかりません。

もう1つは、今、仕事が急にふえております。現場代理人、あるいは監理技術者、主任技術者の有資格者が本当に鹿島市内にいますのかどうかということも心配であります。今回、仕事が出ております。その出ておる届け出には、社内で勤めておられる人がきちっと技術者として報告されておるのかどうか、あるいは兼任をする条件が緩んでおりますので、その条件に見合うような形にしてあるのかどうか、お聞きをして、今回の1回目の総括の質問を終わりますが、「鹿島ん者はつまらん」ということは僕は今まで一度も思ったことがない。私もUターン組であるけれども、そのようなことは思ったことがない。今、僕には孫ができて、あと30年後には、またピオの問題が繰り返す。このまちで生まれて、育て、そして、点々ですよ。そういう思いはみんなが持っている。そう簡単に「鹿島ん者はつまらん」と言われたら、歯がゆい思いをするだけでございます。

以上で総括の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は13時5分から再開します。

午後0時5分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

13番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

幾つかございましたが、私のほうを御指名、あるいは私のほうからお答えしたほうがいいと思うものについてお話をしたいと思います。

まず1つは、先般の選挙の結果でございます。

私は2度、市長選に立候補いたしておりますが、最初的时候は無投票でございました。これはいろいろ半ばやゆされたりした結果がございましたけれども、2回目ではちゃんと投票が行われて、今度はその勝ち方に文句を言われてと、なかなか首長というのはつらい商売だなという気がいたしました。1つわかってほしいのは、私たちは執行部と呼ばれております。執行部というのは、議会の議決を誠実に執行するという意味で、自治法上、位置づけられておりますので、議決自体は尊重しなければならない、これは当たり前だということは御

理解だと思えますけれども、そういうことをお願いしたいと思えます。

それから、御質問の中で後藤田さんのお話が出まして、私の考えを述べろというような意味でお話があったんだと思えます。私は第2次中曽根内閣のときに、当時の農林水産大臣の秘書官をいたしておまして、当時の官房長官は後藤田さんでございまして、再三、親しく言葉を交わさせていただく機会がございましたし、それなりに薫陶も受けたわけですが、お話しございましたとおり、大変尊敬するに値するというよりも、尊敬しなければならない政治家ではないかと承知をいたしております。

その中で、お話がございました後藤田さんの五戒というのは、これは有名な言葉でございまして、当時、世の中が騒がしかったわけでもございまして、あさま山荘事件の指揮をとられました佐々淳行さん、この方が内閣に設けられた最初の安全保障室、そこの室長におなりになるときに、後藤田さんから直接こういう5つの戒めをお聞きになったというふうに私自身は承知をいたしております。

その中で、御指摘がございました5番目、特に、決定が下ったら従えと。その続きが実はある意味で、佐々さんの言葉によりますと有名な部分でございまして、命令は直ちに実行しろというのがその分にくっついております。つまり警察官僚としての御出身と危機管理の専門家であったという方の面目躍如たる文章ではないかと思えますし、この部分はできれば議員にもぜひ決まったことはなるべく早く実行しろというふうにやっていただけると大変ありがたいなと思っております。

2番目、選挙戦をめぐるの情報でございます。

詐欺云々という御発言がございましたが、私の記憶違いでなければ、政治的詐欺的行為と言った記憶がございまして、もし表現が違っていたら、そういう意味を言ったつもりでございまして、しかも、大切なのは、私は誰が言ったということは申し上げなかったと思っておるんですよね。つまりそこが、誰が言ったかわからないから、むしろそういうことを申し上げたということで、そういう御理解をいただければありがたいと思えます。決して相手側の候補の方がおっしゃったとは、まず、私は人柄を存じ上げておりますから、そういうはずはございませんし、そういうつもりで申し上げたことではないということはお話をしておきたいと思えます。

それから、3番目がアスベスト。

これは公報を見ていただいて大変ありがたいんですけども、これは松尾議員だったですか、御質問のときにお話をしましたが、組合としてのピオとは2つの確認を昨年5月に交わしております。1つは、それぞれが工事をやりましょうと。それぞれの工事の分担は、3階、4階は、つまり交流プラザとそこに表現してあると思えますが、それは公と書かれておりますが、確認書では役所がやりましょうと。それ以外のところはピオ、つまり組合がやるということでございまして、そのとおり履行をされているということでございまして。

したがって、その文書にピオと書かれているのは、つまりピオがやる部分ということでございまして、責任部分は、つまり我々以外のところは責任部分は終了しているというふうになっておりますので、その説明はもう繰り返しません、そういうこととさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、副市長人事についてコメントがございました。（「しとらんよ」と呼ぶ者あり）いいですか、これは。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）じゃ、それはコメントを避けましょう。

ただ、いずれにしても、人事については、政治の世界では人事と公定歩合は本当じゃなくても文句を言うてはいけないということがございますので、そこはそれ以上のコメントは避けたいと思います。

次に、長崎本線ですね。

これについては、経緯がある話、それから、ある意味では時間的に限られております。現在、沿線の市町といろいろ接触をいたしておりますが、具体的には部長のほうから答弁をいたさせます。

それから、道路について1点だけ。

ひょっとして誤解があったのかもしれませんが、498号の話が終わったというふうに執行部は思っているんじゃないかと。そういうことはございません。きちんとさまざまな動きをいたしております。それも具体的に部長から説明をさせますので、お聞き取りをいただければと思います。

私のほうに御要請がございましたのは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私のほうにお尋ね等がありましたので、私のほうでお答えをさせていただきます。

まずもって、おわびを申し上げます。

先ほど中西議員からもありましたように、私が退任するという報道が昨日の新聞に掲載されました。このことにつきましては、16日の昼に取材がありまして、その記者さんに対しては、人事であるから、19日、もしくは20日までは報道を控えておいてほしいという要望をいたしておりましたが、残念ながら昨日、掲載されたものであります。

私の軽率な発言によりまして、市民の皆さん、議会、そして、職員の皆さんに御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

なお、この副市長人事につきましては、今議会の最終日に明らかになるものでございます。それでは、不動産鑑定業務に係る御質問についてお答えいたします。

私のこれまでの答弁の中で、不適切な事務についてということで発言を今までもしてきて

おります。不動産鑑定の関係法令に対する職員の専門的な知識が不十分であったことから、これは私も含めてですけど、当時の佐賀支店の入札参加資格の有無について、先ほどありましたように、本社からの委任状の中で、入札及び見積もりに関する事項、契約の締結に関する事項の委任等が本店から支店にあっておりまして、その当時の担当者は入札参加資格があるものとして登録をいたしておったところでございます。これによりまして入札を実施し、契約を行ったものでありまして、契約については有効に成立しているという認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、佐賀支店は本社からの入札契約に関する委任状はありますが、不動産鑑定事務所としての登録がなされておらず、その支店を指名業者として入札に参加させた事務処理は、違法とは言えないまでも、適切ではなかったということで、私がこれまでも不適切な事務についておわびをしてきたところでございます。

そして、中西議員の御質問の中で、法律違反があるという発言がございましたが、このことにつきましては、現在、住民訴訟が提起されておりまして、この法律違反につきましては判決の中で判断が示される、明らかになるというふうに思っておるところでございます。

そして、私に対して、入札に参加させたこと、指名したことは法律違反ではないのかと、副市長の判断はというお尋ねでございますけど、この住民訴訟が起きている状況下で、私のほうから法律違反でありますということは言えません。そうでないと、今後の裁判に鹿島市は臨むことができないというふうに思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

私のほうからは、委任状の変更届に関することがありましたので、その分についてお答えいたします。

委任状の変更届につきましては、平成25年11月18日付で送られてきてまして、22日付で郵送で受理しておるところでございます。

変更の内容につきましては、委任事項を補償コンサルタント業務のみにおいて委任をするという変更がなされております。

理由につきましては、社内での検討の結果ということで聞いております。国等から指導があつて変更を行ったものではないということを聞いております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

中西議員の御質問の中に、情報公開の不服申し立てについてということで、結論が出るの

に時間がかかっているのではないかという御質問があったので、その件につきましてお答えをいたします。

中西議員からは、情報公開条例に基づく情報公開決定に対する不服申し立てが4件なされております。そのうち3つの案件について、現在、鹿島市情報公開・個人情報保護審査会において審査中でございます。1件につきましては、答申をいただいているところでございます。

この情報公開・個人情報保護審査会は、弁護士2名と学識経験者、人権擁護委員、行政相談員等で構成をしております。速やかに結論を出すという姿勢は、審査会の皆様の共通の認識であります。そうはいいまして、中身を十分に把握して、しっかりとした結論を出したいということが皆さんの意向であります。3つは中身が関連しておりますので、並行審査し、同時期にこの審査会の結論を出したいというのが審査会の方針であります。

不服申し立ての内容は、非常に多くの内容が含まれておりますので、慎重かつ丁寧な審査を行っていただいております。

審査会からは事務局へ必要ないろいろな資料の作成、申立人本人への事情聴取、そういった要請がっておりますので、それに事務局としては対応をやっている、そういった状況であります。

私ども事務局は、ここを見ておまして、この審査はいよいよ最終段階になっているといった印象を持っておりますので、残る3つの案件につきましても、間もなく結論が出るものというふうに考えております。

審査委員の皆様には非常に精力的に審査をしていただいておりますことを報告して、答弁いたします。

○議長（松尾勝利君）

森田建設環境部長。

○建設環境部長（森田 博君）

私のほうからは、鹿島駅の駅舎について、県と協議を始めるべきじゃないかという御質問がございましたので、お答えいたします。

新幹線が諫早―長崎間が平成24年に事業認可がおりております。着工からおおむね10年後には上下分離方式でJR九州が運行するというふうな取り決めになっております。したがって、残り8年ということになります。

議員申されているように、駅舎の問題ですね、これにつきましては、じゃ、駅舎が佐賀県のほうに有償譲渡されるのかどうかというのは、まだわかっておりません。今後、私どもやはり県とそのあたりを詰めていく必要があるかと思っております。

また、沿線自治体ですね、長崎本線の沿線自治体について、これからそういう面も含めまして、なおかつ利活用について、今後、協議会等を立ち上げていきたいと思っております。

早速、来週、ある市町と協議を持つようにいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

私のほうからは、4点について御答弁させていただきます。

まず、1点目の鹿島武雄道路、すなわち国道498号の件についてお答えいたします。

国道498号の整備促進につきましては、伊万里市、武雄市、嬉野市、鹿島市で構成する国道498号整備促進期成会で要望活動を行っております。県、九州地方整備局、国土交通省へ要望活動を展開しているところでございます。しかしながら、各市の要望にはそれぞれの思惑があり、一枚岩ではない状況でもございます。

期成会の提案項目で、鹿島－武雄間に関することに関しましては3点ございます。1点が嬉野市塩田町久間地区から真崎地区方面までのバイパス道路の早急な調査の実施、2点目が嬉野市塩田町久間地区の牛間田新道交差点の改良及び歩道整備、2点は嬉野市からでございます。3点目が鹿島市から武雄市までの安全で走行性の高い道路の整備ということで、要望をしているところでございます。

国道498号につきましては、佐賀県の中・長期道路整備計画におきましては、おおむね20年後には県内の主要都市を55分間で結ぶ道路に掲げられております。現在、唐津－鹿島間の車の移動では78分かかりますので、23分短縮するためには走行性の高い道路で整備しなければなりません。しかし、高規格道路での整備は鹿島市の要望でございまして、早期に実現するためには近隣市との連携が不可欠であり、すり合わせが必要でございます。

そのような状況を一步でも進めるために、先月の総会の意見交換の場において鹿島市長が意見を述べられました。国道498号線武雄－鹿島間の基本的な考え方が決まっていない、ルートはどう通すのか、現道拡幅か、別の考え方でいくのか、あるいは決定のタイミングをどうするのかなど、早く動き出さなければ手おくれになる懸念があるということをおっしゃいました。しかし、各市はそれぞれの事情があることから、どこかの市が音頭を取るというわけにはいかない状況でございますので、それらを円滑に進めるために県に調整役をお願いされたところでございます。

県の道路課長の回答といたしましては、鹿島市と一緒に考えていきたいという返答をいただいているところでございます。

次に、駅前広場の整備についてでございます。

駅前広場の整備につきましては、昭和48年に2,800平方メートルを都市計画決定し、現在に至っております。また、第五次総合計画におきましても、駅舎、駅前広場の整備を掲げているところでございます。

本年度は公衆トイレの整備を進めておりまして、現在、JRと敷地の借用等について協議を進めているところでございます。

駅前広場の整備につきましては、今年度より基本構想の策定に着手したいと考えておりまして、その前準備をしているところでございます。整備面積につきましては、原則、都市計画決定面積としたいと考えております。計画区域の範囲については、多少の出入りはあるかと思いますが、大きく変わらないように考えております。

事業の着手につきましては、平成27年度以降を考えておりまして、構想、計画策定に当たりましては、コーディネーターとして専門家の参画も検討しておりますし、ワークショップ方式を採用したいと思っております。また、市民のアンケート等も参考にしながらつくり上げていきたいと考えております。

なお、市議会におけるまちなか活性化特別委員会の提言等も参考にしながら、駅利用者の利便性や安全性を考慮して計画を策定していきたいと考えております。

次に、中心市街地の計画はまだできていないのかということでございます。

その計画につきましては、中心市街地整備改善計画のことではないかと思っております。この計画は平成11年に策定いたしました中心市街地活性化基本計画を上位計画と位置づけ、これを改めて強く推進するため、さらに、鹿島市を取り巻く環境条件の変化等を踏まえまして、対象範囲を市役所周辺まで拡大したものでございます。

なお、これは都市施設の面積整備や改善事業に着目したものでございまして、その実現に当たっては、社会資本総合整備交付金の活用を目的としているものでございまして、交付金の申請のために添付する基本的な計画といたしております。

本年1月に素案としての報告書が上がってきております。しかし、その後、中川エリア、計画上は市民活動拠点と位置づけているところでございますが、そここのところの施設の配置計画や位置づけに関し、市民会館の検討の段階で方針決定がずれ込んでいるところでございます。新世紀センターの場所とか福祉会館の取り扱い等、不確定要素が多く、現時点で今後の計画として成案としてはなっていないところでございます。

今後、中川エリアの整備計画が固まり次第、素案の一部を修正し、成案としてまとめ上げ、機関決定したものを公表させていただきたいと思っております。

次に、ピオ事業で予定価格をつくるための設計単価はどうなっているかということでございます。

市民交流プラザ整備工事につきまして採用している単価につきましては、基本的には県の標準単価、市場単価、刊行物の単価、見積もり単価、公共工事設計労務単価を使用しております。県の標準単価につきましては、先行発注しました昇降機設置工事につきましては平成25年7月単価、そのほかの工事につきましては平成26年3月単価を採用しております。これら全ての単価につきましては、設計時点での最新の単価を採用しております。

なお、県の標準単価につきましては、通常、毎年7月に改定されておりますが、今年度は3月に改定されているという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、入札制度についてお答えをいたします。

入札制度につきましては、市内事業者の保護、育成や市民の方の安定的な雇用を守るという観点からも、入札制度を運用しているところでございます。

先ほど都市建設課長から予定価格の適切な設定については説明がありましたとおり、これは国のほうから「公共工事の円滑な施工確保について」ということで通知が参っております。これに予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させることということによって来ております。これを庁内各課に、該当の課に配付をいたしまして、注意をお願いしたところであります。

それと、もう1点が技術者の確認について質問がございました。

主任技術者及び監理技術者は、建設業法及び工事請負契約書に基づき、常時、継続的に建設工事現場に置かれていなければならないとなっております。公共性のある工作物に関する重要な建設工事、工事1件の請負代金が25,000千円、建築一式工事につきましては50,000千円以上のものについては、主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければならないと規定をされております。

なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること、また、専任の者とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者であるということになっております。また、現場代理人については、工事請負契約書に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされておりますので、これらは契約時に現場代理人等届出書と同時に資格を確認できるものを添付していただいて、確認をしているところであります。

それともう1点、経済対策により発注量の増加が見込まれることに伴い、一定の条件を満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることということがなされました。これは県からの通知により、取り扱いの改正、条件の緩和が参っております。26年1月20日付で文書が参っております。これを受けまして、鹿島市も、鹿島市の工事につきまして現場代理人の常駐義務緩和という文書を市内の業者のほうに出しまして、そのことを周知徹底いたしましたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

ちょっと時間がないんだけど、新エネルギーの問題について当初するのを忘れていたので、課長の出番がなくなっておるんだけど、今回、太陽光エネルギーを東部中学校のところに置くということがあります。そのことはいいんですが、将来において自然エネルギーの有効活用について鹿島市がどう思っているかということについては、なかなか意見が聞かれていないと思いますので、環境下水道課長、一言答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

今後の自然エネルギーの導入ということでございますので、鹿島市におきましては、個人の太陽光発電の補助を行っております。キロワット当たり20千円で、最高60千円の補助を行っているということでございます。

現在、23年4月1日から26年6月9日までの累計で201基分の補助を行っております。300基を目標に、5カ年の取り組みを現在行っているところでございます。

また、今現在行われているのは県営中木庭ダムでの小水力発電等が行われているということでございます。

また、廃食油の活用ということで、民間の廃食油の回収、鹿島市が協力した分が3年間で8万5,000キロリットルを協力いたしておりますが、こういったものにつきまして協力をしていくということでございます。

鹿島市といたしましても、自然エネルギーのいろんな利用を考えながら、今後とも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

先ほどの自然エネルギーの問題から行きますが、これは、いわゆる役所がやるか、民間に補助を出すか、あるいは民間でファンドをつくって、それをどうするかということなんですよ。よその地域を見ると、公共施設の屋根には太陽光発電をみんなつけましょうというのが前提としてある。じゃ、それをどういう形でやるかということなんですよ。民間の、いわゆる市民の環境意識を高めるために市民からの出資を受けて、そして、企業をつくってということになります。それで、屋根を借りてということになりますね。だから、そういうことの手だてが今後必要になってくると私は思うんですね。

災害時の問題もあるけれども、それに限らず、そういう環境に対する意識を高めるという意味で、そういう手法を今後とっていったらどうだろうかという御提案を申し上げておきたいと思います。

それで、中心市街地の問題で、その経過があると。平成11年の問題だと。それを補う形でのやつだというようなことを言われますが、早目に出してもらわないと、位置づけが変わったからと言われても、計画がどういうものかは私も見ていないので、何とも言えない。だから、そういうところに情報公開という役所の姿勢がわかるわけ。先ほどから出ているように、やはり途中でも市民に情報を流してくださいよと、議会の基本条例でも決まっているじゃないのかと思うわけですよ。そういうのが、25年度の仕事がまだそういう状況であるというのであれば、何も議会の議論にならないじゃないですか。そういうことが、議員が決めたから、それは即実行というような安易なことを言われても議員としては困るわけですね。優秀な議員もおられるから何とも言えないけれども、私にとっては、やはり情報公開してもらったほうがいい。されなかったら、情報公開条例でとらないかん。とろうとしたら、今度は審査会が開かれると。審査会が延ばされると。時期を逸する、判断ができないということになります。

市長はね、先ほど何と言われたですか。決定が下ったら実行しろ。決定が下ったら、議会の承認を得たら実行するんだと。それはそうでしょう。でも、私が言っているのは、その手前の部分で不適切な手続があったと。そうすると、それを今度は行政訴訟の司法の場に行ったから、あとはわからないというようなことを言っている。それはやはり今度は責任逃れになると。裁判するから何年かかるかはわからない。最高裁まで行ったら何年かかるかわからない。それで、もうみんな忘れてる。僕だって死んでいるかもしれない。そういうことなんです。だから、早目に出してくれと言っているわけ。

今度、いいですよ、また情報公開条例で請求しますよ。そのときはよろしくお願いします。いろんなこと、ありませんとか、文書がありませんとか言わないでね。それが大事なんだから。それを出してこないというのはおかしい。

駅前の問題ですけれども、これは今、都市計画のあれでやるということなんです。我々が心配しているのは、少子化社会の時代に、どこまで広いものをつくるんだということなんです。確かに今、不便性があるから、いろんなことはあるかもしれんけれども、それをクリアした形ならいいんじゃないのかと、そんなに大きくつくらんで。今度、長崎本線は途中で戻るでしょうが。要するに民営化じゃないけど、第三セクターがしていくわけですね。県営鉄道になる。財産は全部、県に移転されるということですから、当然、鹿島駅の駅舎も県のものになると。多分、無償譲渡だったというふうに私は理解していますけれども、そういうこともあるということですね、だから、駅前広場をするなら、その手前にもう少し長崎本線を今度どう生かしていくのかということを含めての前提で物事を話をしていかないと、今あるものをどうしようかだけじゃだめでしょうと言っているわけですね。8年後とか、10年後とか、20年後とか言うけれども、そういう提案を今して、問題提起をして、その解決に向けて、ああ、じゃ、この方向だねというようになるんじゃないですかね。今、昇降機を何人要

るのか知らんけれども、そういうことを含めて実態の調査を始めるところを含めてね、恐らく構想を練るときは、そういうことはされていると思います。前回の請負の中の書類を見ると、そういうのが入っていましたからね、多分そこまではしてあるだろうと。ただ、将来に向けてどうなるかの予想もまだ出ていないという感じがあります。それはどういう形をつくっていくのかね。

市長は駅前から赤門までのラインを充実したいというのが前からの選挙の公約ですから、それはそれで結構なんだけれども、ちょっと待ってよと、やり方がおかしいんじゃないのかということですね。やり方が十分じゃないんじゃないのかということなんです。例えば、新世紀センターにしても、5階から4階になった。何で4階になったのか、5階建てが急に4階になったのかという説明が一切ない。納得できないところがいっぱいあるということです。

それで、改めて不適切な手続、別に僕は副市長が今月でやめるやめないは余り関係ない。ただ、そういう情報を聞いたから言っているだけで、その云々を僕は何も言っているわけじゃない。責任逃れとも僕は言っていない。ただ、本当に不適切な手続があったという事実は認めている。それについて、我々議会は、議員は判断をさせられているわけですよ。判断をした結果、議会を通ったからそれは本当でしょうもんと、本物になると。違法状態が議会を通ったから正義になりますか。悪が正義になりますか、議会を通ったからといって。

それでね、決定が下ったら実行しろ、これが一番大事だと市長は言う。5項目あるうちの1つをそれに比べて言われたら、私はね、あら、おかしいねと。市長、悪いけど、魂がないじゃないですか、魂が。事業をしていく上では、いろんな手続があるというのはわかっているでしょう。結果じゃなくて、プロセスが大事だという物の見方もあるんです。市民はプロセスなんです。自分たちがいかに計画に携わっているか、アンケート調査に答えたか、あるいはその主役となっていくための手だてになったか何かが、我がまちが好きになって、ふるさとが好きになって、そして、ああ、ここで子育てをしたいと。子供たちは就職するかもしれんけれども、そういうふうなまちにあればいいねとみんな思っているわけですよ。それを、懇談会を18回までしましたから第五次総合計画ができましたと。それは自分のところの周りの人だけでしょ。何とか手続もとっているというんだけれども、それはそうじゃない。

だから、市民の参画と言わないけれども、市民の意見を聞く場を何でしないかと。するにしても不十分だというのは、やはり自治基本条例をしっかりと見据えた形で、鹿島の行政機構をどうするかということについての議論がないからですよ。個々の事案についてはあるかもしれんけれども、総合計画もつくった、そういうことはあるかもしれんけれども、本来の行政と市民がどうかかわり合っていくかということの基本条例がないために、今の状況があるわけです。市民の責務も当然条例にはうたわれるでしょう。役所の責任も当然あると思いますよ。そういうものを制度的に保障する、これがなければいけないと。そのときの事業の進

埒のために、決定したら実行しろと、これは手続をとってということだと思いますよ。強制的にやることじゃないと思います。

そういう意味で、疑問を持っております。自治基本条例、第五次総合計画の見直しの際にも私は提案をしました。あるいは行政評価ということもしました。いわゆる今の鹿島市の行政の仕組みの中で抜けているものを僕は言っているわけですよ。そういう作業をしていないから、その作業をしたらどうですかということを言っているわけですね。それをしないまま、個別の事業だけをさっさと済まそうとする。手続は、不適切な手続があっても、そのままオーケーを出していく。議会に対する説明が虚偽説明であるということになります。

それで、虚偽説明の僕の根拠となる一つを言います。これは答えてくださいね。

委任状の問題、先ほどから言っています。私が1級建築士の免許を持っているのに、1級建築士の免許を持っていない人に仕事をさせることができますか、委任状があるからできますかということですよ。それはできないでしょう。だから、11月も業者から出た委任状はどこがどう違っていましたか。きちっと説明してもらっていいですか。建設コンサルタントというのはどういう意味ですか。それをはっきり言ってください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

最初に出されております委任状につきまして、測量・建設関係コンサルタントとか、不動産鑑定及び補償コンサルタントが含まれておりました。差しかえ変更後につきましては、補償コンサルタント部門のみの委任というふうになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

確認します。

不動産鑑定の業務については、委任状は新しく出ましたか、出ていませんか。どういうふうに考えますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

不動産鑑定部門に関する委任状は出ておりませんので、佐賀支店における不動産鑑定の委任状はないというふうになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

何で不動産鑑定の委任をそこにつけなかったかということ考えたことありますか。私は考えますよ、すぐ。何でもかというと、福岡の本店は登録を持っている。佐賀市に登録があるとしたら、大臣登録をしなきゃいかん。やり直さなきゃいかん。会社自体が営業の根本的な問題で、法律に基づいた変更をせざるを得なくなってしまうている。だから、そういうことになっているんですよ。そういうふうに御理解をしていただきたい。

もう時間がないから最後にまとめますが、今回、市長におかれましては2期目の当選ということでございますから、今後4年間、しっかりなされると思います。でも、私が指摘した、あるいは過去あったこと、それについては、やはり市長、魂を入れましょうよ、魂を。魂がない。感じられない。議会でも感じられない。細かいことを言う。5項目あるとの一つをとりたてて言う。議会が可決したからやりますよということと言っていることは一緒ですよ。そういうまやかしの話はこの場ではしたくない。世間ではいいですよ。世間ではそういう話はいいい。でも、この議会ではそういう形では僕は今後していきたくはない。

そして、やはり今後の市長の政治姿勢ですよ。政治姿勢をどうするかということ。ただ酒、女遊び、裏金、僕はこれは嫌い。いろいろ僕にもありましたが、取材ミスだと私は思っていますので、あえて言いますが、嫌い。そういう人がいいというようなことは、魅力あるということは、僕はそれはできないと思います。やはり私は政治家として、それはきちっと守ってきたつもりでおります。そういうものを市民から政治家はいかにもそういうことをしているようなことを言われたら、私は本当によくないと思っています。一つの警鐘の市民からの言葉かもしれないけれども、政治家というのはそういうものじゃないんだということがあられるわけですので、やはり政治姿勢はどうしていくのか、これが今回、2期目を迎えるに当たって一番重要なことであろうというふうに思っております。市長にあると言っているわけじゃないですからね。それは市民の皆さんも誤解なさないでください。そういうことではないという前提でお話している。ただ、そういう市民がいらっしゃるということで、政治に対する不信感を増長しないように、きょう、ここであえて言わせてもらいました。市民の皆様のお協力をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時50分 休憩

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番中村和典議員。

○1番（中村和典君）

1番議員の中村和典でございます。通告に従いまして、2点質問をいたします。

1点目は、第五次鹿島市総合計画の見直しによる農業、林業、水産業の振興について。2点目は、林業の再生についてであります。

それでは、1つ目の農業、林業、水産業の振興について質問をいたします。

本市において、基幹産業である農林水産業の振興は重要な課題であります。しかし、近年、従事者の減少や高齢化の進行、価格の低迷等により生産所得は伸び悩み、担い手不足等による集落の活力低下など、早急に解決しなければならない課題を抱えていると思います。このような中、平成23年度から地域の農林水産業の活性化を図るため、第五次総合計画に掲げる産業の振興、農業・林業・水産業の施策の展開方向に沿って、関係機関との連携協力のもとに各種施策の推進が行われているところでありますが、今回の見直しにつきましては、市長の演告でもありましたように、平成23年3月に発生した東日本大震災以後の危機管理に関する施策や緊急かつ優先的に取り組まなければならない行政課題を総合計画に追加することで、みんなで住みやすく、暮らしやすいまちづくりをさらに推進することを目的としているところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

まず最初に、農業、林業、水産業の位置づけについてお答えください。

次に、施策の展開方向について、農業、林業、水産業、それぞれに区分してお答えください。

3点目は、目標値年度を平成27年度に定めて、5年間で集中して取り組む施策の柱と、今回追加された柱の内容についてお答えください。

4つ目は、農業、林業、水産業の主要施策については、目標値年度を平成27年度と掲げてありますが、目標達成に向けての課題等があればお答えください。

最後に、今後の振興策についてお答えください。

次に、通告の2番目、林業の再生について質問をいたします。

1つ目の佐賀県森林環境税を生かした鹿島市の事業成果について質問をいたします。

森林は、水や空気をつくり出すとともに、土砂災害や濁水、洪水を防ぐなど、大切な役割を果たしており、安全・安心な県民生活に欠かすことができません。県と市町が力を合わせ、荒廃した森林の機能を回復し、森林を守り育てるため、平成20年度に佐賀県森林環境税が導入されました。この森林環境税は、県民税に上乗せする形で、県民1人につき年額500円、

法人からは資本金に応じて年額千円から40千円が徴収されていますが、平成24年度までの5年間で集められた税は約1,050,000千円で、これを活用して県民協働で荒廃した森林の間伐など、県内各地で約2,400ヘクタールの森林が整備されていると聞いております。

そこで、お尋ねをいたします。

平成25年度までに鹿島市民に納めていただいた森林環境税の総額と人数は幾らになっているか、お伺いします。

また、森林環境税を活用し、佐賀県では荒廃森林再生事業を初め、5つの事業を実施されていますが、これまで鹿島市で実施された事業の内容と事業費を教えてください。

次に、森林環境税は、県民アンケートなどで必要性が確認されたことから、平成25年度からさらに5年間延長されることになりました。これを受けて、森の再生のためのさまざまな事業が継続して行われているわけですが、鹿島市として今後どのような事業を要望し、実施されていくのか、お伺いします。

次に、(2)民有林の現状について質問をいたします。

古枝地区の数集落が所有する民有林の維持管理の現状と経営の状況について申し上げます。

私が今回、事例として取り上げる共有林は、鹿島市大字山浦字四方坂、中木庭地内にある古枝地区の5集落が所有する共有林であります。この共有林は、もともと国有林であったものが、今から85年前の昭和4年に旧古枝村に約20.2ヘクタール移管され、その後、昭和29年の市町村合併によって古枝村が閉村され、鹿島市が誕生いたしました。そのときに、中尾、上古枝、下古枝、大村方、久保山の5集落へこの山林が配分なされたわけですが、各集落で所有権移転登記を行い、今日までおのおの集落で維持管理を行っているところであります。これまで60年間、立派な山林に仕立てるため、下刈り作業、枝打ち、間伐作業、作業道の整備と、市役所農林水産課や森林組合の御指導や御援助を受け、組合員の共同作業で頑張ってきました。おかげさまで、樹齢五十七、八年の杉、ヒノキがすくすくと成長いたしております。

しかし、森林の維持管理にはかなり困難な道のりがあり、私も久保山共有林の一組合員として、また役員として、さまざまな経験と苦労を経験してきました。その一端を紹介いたしますと、まず直面する問題は、共有林の代表名義人の登記に関してでございますが、所有する土地は複数の組合員名によって登記を行っております。これが一旦、代表者の交代や死亡などにより相続が発生すれば、所有権移転登記が必要となり、複雑な事務手続と多額の手数料が必要となります。また、土地に対しましては、毎年、市の固定資産税が賦課されます。さらに、森林組合の賦課金も徴収されます。これまでの一番の厳しさは、60年間、植栽から間伐まで必死に頑張ってきましたが、一円の利益も生んでいないという厳しい現実であります。そのため近年では、組合員の離脱、役員のなり手がありません。資金がないので、総会も開催できない。なおさら受益者負担金を伴う間伐等の補助事業を受け入れられないとい

った状況があります。

かつて鹿島市では、横断林道や基幹林道が数多く開設され、山林の手入れとともに、木材の需要にかなりの期待感がありました。私たちも若いころ、大分県大山町の「梅栗植えてハワイに行こう」にあやかり、「共有林を売ってハワイへ行こう」を合い言葉に頑張ってきましたが、もう限界です。これまで鹿島市は、行政や森林組合、漁協、環境衛生推進協議会等を挙げて、海の森事業や山の日制定に向けて市民協働で頑張ってきたところではありますが、一方では、今、申し上げますように、民有林の所有者に対しての行政のてこ入れが薄れてきたのではないかと感じています。

そこで、お尋ねをいたします。

今後、民有林、特に個人が所有する私有林の所有者に対し、どのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

また、鹿島市には8つの生産森林組合があると思いますが、どこでも同じような厳しい経営環境ではないかと思えます。市としての抜本的な手だてがあれば教えてください。

また、今後、鹿島市として、どのような林業行政を進めようと考えておられるのか、教えてください。

次に、(3)山の日についてであります。この質問は、去る16日の一般質問で、12番議員の項目と同じ趣旨でありますので、今回は省略をいたします。

部長の答弁にもありましたように、3月21日が山の日であることのPRが不足しておるといことで、広報活動に力を入れるということですが、あわせて平成28年8月11日から施行される国の山の日についても広報をお願い申し上げたいと思えます。

最後に、(4)今後の再生策について質問をいたします。

先ほど民有林の現状についての質問の中で、現在、林業の置かれている厳しい環境を申し上げたところでありますが、これから3つの要望を申し上げます。

1つ、私有林の所有者等に対してアンケート調査、または聞き取り調査を行い、今後の林業施策に生かしていただきたい。

2つ、今度、鹿島市で予定されている市民会館や新世紀センター等の公共施設建設に当たって、木造建築をぜひ検討していただきたい。

3つ、将来的に森林の持つ公益的機能を高めるため、林業版の直接支払制度の創設に向けて、国及び県へ強く要望してもらいたい。

以上3点について要望を申し上げましたが、それぞれに対してのお考えをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

冒頭、基本的な考え方を私のほうから最初にお話しておきたいと思います。

鹿島市における第1次産業の位置づけというお話があったと思います。

私は常々、鹿島市はどのようなまちですかと聞かれたとき、7つの顔を持っていますとよく言うことがあるんですよ。それは、歴史的な遺構に恵まれています。自然が豊かですよ。3つ目が、物づくりに得意なまちです。4つ目が、かつては交通の結節点にありました。5つ目が、宗教関係の施設が多くあって、祈りのまちという性格を持っていますよと。古くはキリスト教の教会もあったと聞いていますと、江戸時代ですね。それから、教育熱心なまちです。それから、伝承芸能を初めとして、文化に非常に恵まれているまちです。この中で、特に自然が豊かだと。これは、ほかのどのまちに比べても負けないと思っております。山がある、森がある、さっきお話されましたけどね。田んぼも、畑も、海ももちろんあります。干潟にも恵まれていると。きのうは、この干潟について、ラムサール条約のことを考えたかどうかという御提言もございました。こういうふうな多様な自然環境に恵まれている、これはもう御承知のとおりだと思います。

これを生かした農林水産業、第1次産業、これまで発展をしてきておりますが、市の基幹産業、地域の基幹産業として、関係者、一生懸命頑張ってもらったと思っております。ただ、現実、農林水産業をめぐる状況を見ますと、我が国の経済が右肩上がりから低成長、あるいはデフレということで景気がよくなってきている。あるいは国際環境も、自由化だとか、外国の不景気の影響を受けたりして、その結果として生産物の価格の低迷とか労働力の流出等々によって、高齢化や後継者問題、あるいは荒廃地がたくさん出てきている。いろんな経営環境が悪くなってきている。でも、それでもやはり我々は、この自然を前提にした第1次産業にしっかり頑張ってもらい、頑張ってもらおうということが、この鹿島市の活性化の一番大事な目標の一つではないかと思っております、今後とも重点施策として取り組んでいかなきゃならんだろうと。

その中で、じゃ、どういうことを念頭に置かなきゃいけないだろうかと。一つ、二つ実例で御紹介しますと、よく働くところがないという話が出ますですよ。じゃ、企業を誘致するか。企業誘致に特効薬は、再三、いろんな方がもうお話をいただいていますように、雇用のために企業を持ってくるというのにはどうも不利益な条件があると。一番典型的なのは道路ですよ。じゃ、そこは頑張らんといかんと。先ほども道路の話題がいろいろ交わされておりました。そこで、農林水産業に頑張ってもらおうと。私は、いろんな観点あると思いますが、3つほどあると思うんです。1つは、働く場所としての農林水産業。これは現に、法人ではございますが、東京とか、そういうところから働きに来ておられて、いわゆる法人化のために、法人の中で働こうと若い方が見えている。2つ目が、観光の目玉になるということは考えられないかということでございます。これは、米なんかから出てくるお酒、これを結

びつけて生産物とすればそういうことだろう。今度、開場いたしました「海道（みち）しるべ」、これも観光の材料にならないかということの一つ念頭に置いております。

そうすると、農林水産業は何を考えないといけないか。まず、全体として経済成長しないと農林水産業を支えられないと。これはどういう意味かといいますと、これまで緊縮財政を基本としてとってきた中で、一番しわ寄せを受けてあったのは農林水産業の予算でございます。だから、全体の成長のためにも、成長してもらわないと、農林水産業の手当てのための財源を生むということもできないだろうということでございますが、最も緊縮財政からハンドルの切り方が激しくなるというのが、実はこの農林水産業ではないかと思っております。そのかわり、金がないときは知恵を出せという話になりますから、みんなでスクラムを組んで頑張らなければいけない。2つ目は、じゃ、産業内部も改革をして、これから農業改革、いろいろ制度的にも行われるということですから、農業、水産業、林業、それぞれ対応していかなければならないということだと思えます。

したがって、例えば、さっき言いました「海道（みち）しるべ」を活用するとか、あるいは外から人が来てもらって、鹿島のことをよく知ってもらい、現地に入ってもらう、できているものを食べてもらう、子供たちと一緒に料理をしてもらうとかですね。

それから、林業でございましたら、今、一番問題になっていますのは価格なんですよ。材質は僕はいいと思います。ただ、少し縮まってきています。これはなぜかという、海外での環境問題で、そう簡単に輸入ができなくなってきている。それから最近、例えば、今、鹿島に古枝の体育館とか、それから能古見の楽習館とか、大断面集成材を使ったものがございますが、この技術が非常によくなってきているとかですね。それから、最近、伝統工法によります木造住宅のつくり方が、非常に、何というんですか、簡単になってきているといえますか、大工さんの使う道具が非常に進歩しているということがあったりしております。したがって、そういうのの中にそれをつないでいかないといけない。場合によっては、木材の工場なんかから出てくるバイオマスで発電しようという動きだってありますし、全国に幾つか成功事例が見られておりますから、そういうのを念頭に置きながら、基本的には関係者がスクラムを組んで頑張っていかなければいけないだろうと思っております。

個別の御質問ございましたことについては、担当の部課長から答弁をしたいと思いますので、冒頭、基本的な位置づけについて、私のほうからお答えをしておきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

峰松税務課長。

○税務課長（峰松靖規君）

私のほうからは、御質問であります森林環境税の件でお答えをいたしたいと思えます。

先ほど議員申されたように、佐賀県森林環境税につきましては、県民税均等割額1,500円のうち500円。これは25年度までの額ですけれども、うち500円でございますけれども、鹿島

市分に係る分について、申しわけございませんけれども、過去3年分、23年度から確認をいたしております。県のほうに確認をしましたところ、納付額につきましては、平成23年度6,946,391円、平成24年度7,057,235円、平成25年度7,134,979円ということで確認をいたしたところでございます。

今、申しあげました中で、円までの端数がありますけれども、これにつきましては、県のほうで電算で案分をしているためということの回答でございました。この数字を納付者数について考えますと、案分ということで、はっきりした人数はわかりませんが、納付額を単純に500円で割り戻しますと、23年度が1万3,892人、24年度が1万4,114人、25年度が1万4,269人というふうになるところでございます。

議員申されますように、20年度から森林環境税が創設されましたけれども、今、私の手元にある税務関係資料を見てみますと、20年度から22年度まで、3カ年について、税の調定額等は23年度から25年度までの額と余り変わりませんので、推測をいたしますけれども、大体年度7,000千円前後ということで、今までの6年間の総額で40,000千円以上は鹿島市分ということで納めているのではないかと考えております。

以上、終わります。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

私のほうからは、第五次鹿島市総合計画によります農業、林業、水産業の振興についてと林業の再生についてお答えしたいと思います。

農林水産業の位置づけにつきましては、先ほど市長が答弁しておりますので、割愛させていただきます。

2番目の施策の展開方向についてですけれども、農業部分では、農地、農業用施設の機能保全について、多面的機能を発揮するよう農村環境の保全管理に努め、耕作放棄地の発生防止に向けた活動を行ってきております。それから、担い手及び営農組織の育成では、農地の集積、作業受委託の促進に取り組んで、効率的な農業経営を支援してきました。集落営農では、組織の展開方向といたしまして、法人化や経営発展に取り組む組織の4タイプをもとに集落で話を進めてきております。それから、担い手によります米、麦、大豆、野菜生産の水田高度利用を推進しまして、土地利用型農業と組み合わせた安定、高収益な施設園芸を振興しております。それから、農産物の加工、販売の強化では、6次産業化を推進し、特産品づくりに取り組んでおります。鹿島市産業活性化施設「海道（みち）しるべ」を開設いたしたところでございます。

それから、林業部門では、森林整備計画に基づきまして、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、適正な間伐を行い、林内作業路の整備を進め、将来的に健全な森林資源

の育成に努めました。

次に、水産業では、航路しゅんせつを行い、潮の流れを改善し、また海底耕うん等を実施し、海域環境の改善に取り組んで、ノリ養殖の安定化を図っております。

次に、主要施策の中の柱と今回追加されました5年間で集中して取り組む内容について説明いたします。

主要施策は全部で22項目ありますけれども、主要なものとして6項目について説明いたします。

まず、1つ目が農村環境・生産基盤の保全整備でございます。

農村環境の保全につきましては、農地・水保全管理支払交付金を活用し、市内7つの団体に国、県、市で負担する交付金の交付を行っております。この事業は、農業者だけではなく、集落の多様な人の参加で農道や水路の草刈り、水路の泥揚げ、農道脇への花の植栽などの維持管理や、集落を農地、農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体と位置づけて、水路、農道、路肩の補修、ため池の補修、農道舗装などの活動の支援を行っております。また、中山間地域では、直接支払交付金により農地の荒廃化を食い止め、生産活動の維持により洪水防止機能等の多面的機能の確保を図っております。

それから、生産基盤の整備では、浜東部地区が圃場整備完了後35年を経過しております。それで、水路等の老朽化が著しく、営農にも支障を来している状況にありますので、水路の整備、農道の舗装、農業用水の確保につながります深井戸の事業等を行って、地域農業の担い手を中心とした効率的で安定した農業経営の実現を目指します。それから、音成地区では、不整形な農地区画や、耕作道や用排水路の未整備により営農に支障を来している地区で圃場整備を実施する予定にしております。

次に、2番目の耕作放棄地の発生防止と有害鳥獣対策の強化について申し上げます。

耕作放棄地対策では、牛の周年放牧に取り組みまして、有害鳥獣侵入の緩衝地帯をつくり、有害鳥獣の被害防止に努めております。また、鹿島市、太良町、JAで組織しますオレンジ海道を活かす会でも対策に取り組んでおります。現在では、道路沿いの作業性が良好な農地まで荒廃化しています。このため、栽培適地を荒廃化させずに、農地として担い手に集積する仕組みとして、この活かす会で農地を中間保有し、担い手にあっせんする活動も試験的に行っています。昨年度は市内で11カ所、約1.6町を保有し、20アールを新規就農者にあっせんしております。

また、有害鳥獣対策につきましては、農作物等への被害は、品目によっては防護柵等の整備が進んでおりますので、減少傾向にありますけれども、全体的には横ばいの状況にあります。今後、さらなる対策が必要になると考えまして、昨年度からは冬場の狩猟期にもイノシシ捕獲報償金を支払っております。また、今年度からは、市にイノシシ捕獲の専門員を雇用して、被害軽減、防護柵の適切管理の地域指導等を進めていくようにしております。

次、3番目が新規就農者への支援でございます。

国においては、持続的で力強い農業構造を実現するために、基幹的農業に従事する農業者の確保が必要であり、安定的に農業を行うには、青年層の新規就農者を確保する必要があるということで、独立・自営で就農時の年齢が原則45歳未満の新規就農者に対して、最長5年間の給付金の支給を行っております。また、市単独でも、市外から転入して農業を始める方に対する生活支援等も行っております。

4番目の森林整備担い手の育成、確保についてですけれども、これにつきましては、県の担い手育成基金事業や市単独の担い手確保対策事業により、森林組合作業班の労働安全衛生の充実、技術、技能の向上、福利厚生の実施を推進することで後継者育成を図っております。

次に、5番目が漁港施設の機能充実でございます。

これにつきましては、新たに飯田漁港箱崎地区の物揚げ棧橋の拡幅を今回見直して追加しております。七浦地区での水揚げ漁港であります飯田漁港の箱崎地区の物揚げ棧橋の拡幅で、非常に忙しいときには両岸に漁船が係留されて水揚げを行っております。そのため、運搬車の離合ができずに使用に不便を来しておりますので、安全上からも拡幅を行うことで速やかな水揚げが可能となり、鮮度のよい水産物の陸揚げにつながるものと思っております。

それから、6番目が漁場環境回復の推進です。

これにつきましても、新たに赤潮等の発生による漁業不振対策としての漁場の環境改善及び海域調査要望を上げております。これにつきましては、諫早湾干拓の排水門の常時開門によります調査が、今現在、ちょっとめどが立ちませんが、有明海の再生に手おくれにならないように、現在行われております調査や海底耕うん事業などの拡充と新たな事業を国、県に要望していきたいと思っております。

それから、大きな4番目になりますか、目標達成に向けての課題についてですけれども、農業につきましては、農業所得の低迷や少子・高齢化による農業従事者の減少、中山間地の耕作不利地での荒廃化、耕作放棄地の増加による有害鳥獣による農作物被害などがあります。また、林業では、木材価格低迷によりまして森林整備が進まず、良質な木材生産につながっておりません。漁業では、鹿島市の基幹産業でありますノリ養殖が海域環境の悪化により生産が安定せず、漁業者の減少が続いている状況にあります。農林水産業の大きな課題は、いかに安定的に所得を上げるかだと認識しておりまして、消費者に受け入れられる産物をいかに生産していくかだと思っております。

次が今後の振興策についてですけれども、御承知のように、今年度からは農業政策が大きく見直されております。米の生産調整の見直し、日本型直接支払制度の創設、各県に農地中間管理機構の設置など、国の大きな流れがあっております。後継者問題、中山間地での耕作放棄地対策など、重要な課題に向けまして情報収集に努めるとともに、地域の恵まれた資源を生かして1次産業振興にしっかりと対応していきたいと思っております。

それから、次が森林環境税についてですけれども、鹿島市で実施した事業の内容と事業費ですけれども、佐賀県環境林に指定されておりますのは、鹿島市内で経ヶ岳・虚空蔵山地区というのがありますけれども、これと多良岳地区におきまして、平成23年度から25年度まで、荒廃森林の再生事業として間伐約70ヘクタール、事業費で約24,000千円で実施しております。また、鹿島市環境林に指定しております山浦地区、これは長野周辺ですけれども、これにも昨年度から鹿島市と山林所有者さんとの間で協定を結びまして、間伐2ヘクタールと事業費1,000千円で実施しております。

それから、森林環境税の事業について、今後、どのような事業を要望されるかということですが、県による荒廃森林の再生が主になるかと思っております。市内の森林環境から、間伐等が行き届かない荒廃森林が増加傾向にありますので、間伐を主体的に取り組む必要があります、今後もこの方向で要望していきたいと思っております。

それから、次が民有林の現状について、所有者等に対する対策についてということですが、以前は森林所有者の方に直接支払いとして森を守る交付金制度がありました。しかし、現在は行われておりません。鹿島市独自でそういう制度の創設はできないと思っておりますので、森林の水源涵養機能、洪水調節機能などの多面的機能を評価する林地版の日本型直接支払制度の創設等を国、県に要望していきたいと思っております。また、間伐などの森林整備や林内の作業道開設にも補助事業等がありますので、その辺の活用も進めていきたいと思っております。

それから、生産森林組合についてですけれども、生産森林組合では、長年にわたりまして組合員協働で森林整備に努めてこられております。近年の木材価格低迷で、収入源としての山林経営は厳しいものがあると思っております。木材価格の上昇には、木材の需要の増加が必要であります。また、乾燥度など、輸入材に負けない木材生産が欠かせないと思っております。そこで、木造建築振興による需要拡大と、乾燥度などの、山で木を切りますときに、造材と言いますが、そのときも品質向上を進めていくのも一つの手だてだと思っております。

それから、今後の行政としてどのような林業政策を進めるかということですが、今まで申し上げたことと余り大きな変わりはないと思いますが、森の持つ多面的機能の面からの支援も当然考えますが、木材を材として売っていくための方策も必要で、作業道を整備して搬出コストの削減をすることはもとよりですが、ブランド化も考えればと思っております。現在、鹿島市、嬉野市、太良町の行政と組合で組織します佐賀南部林政協議会でも、多良岳材ブランド化に向けて、少しずつですが、取り組んでいるところでございます。また、木材の需要拡大には、木材を使う木造建築の振興が必要でございます。公共建築等の建築には、木材利用を進める上で補助制度がありまして、福祉施設などにも適用されますので、広報紙等を通してPRをしていきたいと思っております。また、搬出コストを下げ

るには機械化が必要ですので、車両の通行、高性能機械での作業ができるように作業道の整備も進めていきたいと思っております。

それから、次が今後の再生策についてだったと思っておりますけれども、アンケート調査ということがあったと思っております。森林所有者にもさまざまな方がおられると思っております。不在地主の方や個人で費用をかけて整備されている方、また生産森林組合など、昔から共同で整備を進められる団体など、それぞれの意見があるかと思っております。全体的な調査というより、モデル的にピックアップして聞き取りなどの調査を検討したいと思っております。

それから、最後になりますけれども、公益的機能を高めるための林業版の直接支払制度というのは、先ほど申しましたように、農地を対象とした直接支払制度がことしから創設されております。林地版のそういう制度について創設できないのかということで、国、県に要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

総務課のほうからは、中村議員の林業再生に関連しての御提案ということで、今後、鹿島市で予定している市民会館や新世紀センターなどの公共施設の建設に当たって、木造建築をぜひ検討してほしいということですね、このことについてお答えいたします。

従来から鹿島市は、施設の整備に当たっては、木材利用には積極的に取り組んでいるほうというふうに思います。まず、例を挙げますと、林業体育館、北鹿島体育館、のごみふれあい楽習館、佐賀県からの移管施設であります。自然の館ひらたに、ことしオープンしました産業活性化施設「海道（みち）しるべ」、民間施設ではあります。道の駅鹿島の物産を販売するところ、そういったものに木材利用は案外進んでいるほうというふうに思っています。

市民会館や新世紀センターは、大型の建物となりますので、全てを木造というわけにはいかないと思いますが、今から市民会館等は基本構想をつくり上げていきますので、できるだけそういった方向で検討がなされるものというふうに思います。一部にでも木材を利用しますと、鹿島市らしい市民会館ができるのではないかとこのように考えます。議員の御提案は、今、立ち上げております市民会館建設検討委員会等でも報告をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村和典議員。

○1 番（中村和典君）

御答弁ありがとうございました。

特に今、私が申し上げた中で、民有林の経営が非常に厳しいということで、鹿島市民の目は、山は非常にいいということで、もう愛着といいますか、気持ちは山に全部向いているわけですが、実際、山のオーナーの立場からいきますと、本当に60年間、一円の金も収益も出ていないというやっぱり厳しい現実がございます。それで、私たちも本当に、もう二、三十年前から、いつかは木材が好転して金になるんじゃないかなろうかということで、期待感を込めながら共同作業に励んできたわけですが、もう今は、本当に70代後半の方、80代の方が、とうとう自分たちの時代には物にならんやっただというふうな嘆きの声を申し上げておられます。それで、先ほど申し上げますように、奥山、竹の木庭ということで、非常に大きい生産森林組合でございますが、そこも近年、山に対する意欲が薄れてしまって、もう総会すら開かれないというふうな現実があるそうでございます。それで、私たちは山に対してもっと積極果敢な行政の施策があるんじゃないかなろうかということで期待をしておったわけですが、現実はそのような状況でございます。

それで、先ほど申し上げますように、県では森林環境税を活用した森の整備が始まっております。それで、先ほど税務課長からも御答弁いただきましたが、平均して年間7,000千円、10年間でいきますと70,000千円の税金が納められるということになりますので、何とか鹿島市も強くここで打ち出して、森林の整備に、やっぱり山林の所有者が少し元気が出るような施策を打ち出していきたいなと思っております。それで、やっぱり先が見えないと、幾ら補助事業で手を入れますと言っても、実際、所有者の方たちの気持ちが乗ってこない、もう空回りするということは目に見えております。それで、あと10年後はこういうふうな鹿島の山が生き返りますよ、もっと楽しみが出てきますよというふうな夢があってもいいんじゃないかなかと思っております。私は現に、先ほど申し上げますように、私たちもおやじの代からもう40年近くこの山に通って、いろんな歴史をやっぱり勉強しております。それで、先ほど申し上げますように、一円の収益も出ないというのはちょっと大きな問題じゃないかなろうかと思っております。普通、会社であればもう倒産ですよ。それで、農業も今、厳しいと言われておりますが、林業については特に何とかてこ入れを今していかないと、もう将来的な期待は全くないんじゃないかというふうな気持ちを持っておりますので、ぜひ今後の市の行政施策の中で、基本的な計画をもう一回考え直していただきたいという要望でございます。よろしく願いしておきます。

それから、きのう、稲富議員の質問の中で、6次産業化の推進のために「海道（みち）しるべ」がオープンして、非常に期待度が上がって、利用もふえているという話でしたが、私も開所式から内覧会ということで足を運ばさせていただきましたが、きのう市長が申されましたように、あの場所では直売もできない、加工品の販売もできないというふうな厳しい制約があります。それで、1つ思ったことは、眼下に道の駅鹿島があります。それで、

あそこに来所される人の意見も聞いたわけですが、とにかく道の駅とのリンクが全くないと。案内の看板さえないと。それから、道の駅に行っても、山の真向かいに「海道（みち）しるべ」がありますよという、そういうふうな案内すらないということで、これは早急に何らかの案内看板なり、チラシなり、そういった対策をとられたほうがいいんじゃないかなろうかという感じがいたしております。もうぜひこれは農商工連携推進室を含めて御検討いただきたいと思っております。

以上でございます。これについて御意見があればお願いしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

御意見ありがとうございます。実際、「海道（みち）しるべ」のほうに来られる方々にもお話をしておりますと、やはり何も売っていないんですかというふうな質問は多々あっております。そういった中で、下のほうにこういったことで道の駅がございましてというふうなことで御案内等々は差し上げてはおりますというふうな状況ですけれども、今後、道の駅のほうと連携をとりながら、お互い協力をしていくというふうなことで連携を図っていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

私のほうからは、質問じゃなく、御意見ということでございましたが、その件について少しお答えをしたいと思います。

山の件です。確かに今、非常に山のほうの経営が厳しいというのは私たちも十分承知をいたしております。その中で、議員御承知でしょうが、昨年4月から国有林の経営については特別会計から一般会計化をなされております。国のほうも、やっぱりこれだけを特別会計でやっていけないというふうな状況が出てきているんじゃないかと、これは推察ですが、そういうところでございます。

その中で、よく農業関係で言われます、農地というのは多面的機能を持っているというふうな表現をよくいたしますが、林野庁、いわゆる国のほうでは、森林は公益的機能を持っていると。多面的機能じゃないんですね。公益的な機能を有しているというふうな表現をよくされます。公益的機能というのは、多面的機能とほとんど一緒なんですけど、水源涵養、水の供給地であるということ。それから、土砂災害防止をする機能がある。それから、生物多様性の保全ということで、生き物が山にはたくさんいるということですね、生物多様性ということでは言われております。それから、これが一番大事だと思うんですが、地球環境保全、

いわゆるCO₂の吸収というのが、これは裏を返せばCO₂を吸収して酸素を供給していると、そういうふうな機能があるということで、いろいろ申し上げられております。

具体的に申し上げますと、日本の森林で1年間で1億トンの二酸化炭素、CO₂を吸収するそうです。それがどのくらいか、私わかりませんでしたので、ちょっと調べてみますと、自家用乗用車の年間の排出量の7割を山で吸収するということが、そういうことらしいです。そのくらい公益的な機能を山は持っている、そういうことが言われているところでございます。

そういうことからすれば、先ほど担当の課長が申し上げましたように、山に対しても、今、農地のほうにあります中山間地の直接支払制度とか農地・水、こういうふうな交付金をつくっていただきたいというのは、今後、強く要望していきたいと思っております。特に田舎というのは、都市部へ人材を供給しているわけでございます。ですから、逆に都市部から私たちには何らかの形での資金援助もあってもいいんじゃないかなと、私はいつも思っておりました。そういうことからすれば、例えば、県は森林環境税なんですけど、どういう言い方をするかわかりませんが、酸素供給税であるとか、CO₂吸収税であるとか、そういうふうな形でもできないのかと。原資としてはそういう形でもできないのかと。これは増税につながりますから、反対もあるかもしれませんが、田舎のほうが取るのが多ければこっちにプラスになるということですので、そういうふうな発想もないかなということの一つ思っているところでございます。

それから、橋爪議員の中で、意気込みの中でも申し上げましたが、やっぱり発想を変えて連携していく必要があるのかなということを感じております。これはどういうことかといいますと、いわゆる山というのは田舎ということで、マイナスの発想じゃなく、プラスもできるんじゃないかと。だから、先ほど申し上げましたように、4つのいろいろな公益的な機能があるということは、逆に山にはそういうふうな魅力があるということがございますので、そういうことからすれば、例えば、観光とか、私が思いつくところと言いますと、山には鳥がいると。バードウォッチングをするとか、山登りをする。それとか、最近はいんまり言いませんが、森林浴、そういうふうなことで、こちらのほうに呼び込む手だて、新しい発想というのにも必要なんじゃないかなと、そういう感じがしております。

実は、私は市役所に入ったばかりのとき、一番最初の配属先が林務係でした。そういうことから非常に愛着もありますし、先ほどおっしゃっていただいた生産森林組合のメンバーの方、この方たちにも親しくさせていただきました。私たちも一緒に頑張っていきたいということで思っておりますので、いろいろ、直接お金をもうけるというのは、販売ということが直接的なことではございますが、それは結局、木材の利用ということになりますけど、なかなか難しいところもございます。ただ、それはそれとして頑張っていきながら、一緒に検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村和典議員。

○1 番（中村和典君）

いろいろ御答弁ありがとうございました。

一問一答でお願いをいたしたいと思いますが、農商工連携推進室ができて、鹿島市の農畜産物、このブランドが非常に高まってきたような感じがいたします。それから、消費者との交流等についても、私も農家の友達がおりますので、いろんなそういう交流の場に引っ張りがあるということで、忙しい中にもやっぱり喜んで参加をしているような状況を見受けております。それで、これは橋口参事にお尋ねをしたいわけですが、鹿島の農畜産物が国内外の消費者から選ばれることで農業者の所得が確保されると思いますが、若い農業者が意欲と希望を持って農業に取り組むための施策について、少し具体的に教えていただければと思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

そしたら、私のほうからですけれども、今、議員のほうから質問がありました、若い農業者が意欲と希望を持って農業に取り組めることはないかということだと思います。

今現在、昨年からですけれども、県においては佐賀「Premier-S（プルミエ）」ブランドということで、イチゴないしミカンの非常にいいものを、またおいしいものを都内で高く売るというふうなことも実施をされておりますし、今年度からは梨とブドウをそれに追加するというふうなことを聞いております。やはりいいものをつくって、おいしいものをつくっていくということが、まず大事なことじゃないかということで、県のほうとしては力を入れられているんじゃないかなというふうに思っております。うちのほうからも、ミカンについては「Premier-S（プルミエ）」に大分出荷をされたというふうなことも聞いております。そういったことも、やはり若い農業者が一つ意欲が持てることじゃないかなというふうに思っておりますし、私たちににつきましては、まず福岡のほうの若手のシェフと若い農業者の交流ということで実施をするようにしております。やはり自分たちがつくったものがどういうふうにして料理になっていくのか、また自分たちがどういうふうなものをつくっていけばいいのかということも、特に若手の農業者につきましては勉強をやってほしいというふうなこともあった中で、若手のシェフと若手の農業者との交流ということ、実際、今年度やっていきたいというふうなことで考えておりますし、また新たに、特に荒廃園等ありますので、荒廃園なり、また夏場の品目、こういったものを何かないかということで、意欲のある生産者のほうに委託をして、新たな鹿島の顔となり得るような品目等の選定を行っ

ていきたいというふうなことを考えております。ただ、つくるだけではなく、それらの販路の開拓、それと料理方法、こういうふうなものも含めて、首都圏は首都圏でやりながら、やはり市内の飲食店の方々とも連携も強めていきたいというふうなことを考えて、今年、実際活動をしているところであります。

また、それとあわせてですけれども、実際、うちのものを首都圏に送って加工していただくというふうなこともやっております。現に、昨日も申し上げましたけれども、カフェの運営会社と連携をいたしまして、新たに新商品の開発なり販売というようなものにもつながってきておりますし、マルシェとの連携、それと国内最大級のテーマパークへの農産物の流通ということで、少しずつですけれども、鹿島の認知度を上げていくということによって、自信を持って農産物の生産に当たってほしいというふうなことも考えております。

また、さらには海外市場も視野に入れていきたいということで、海外の市場調査も行っているというふうなところではございます。これにつきましては、生ものの輸出については非常に厳しい面があるかと思っておりますけれども、しっかりと市場動向を見きわめながら、今まで築き上げた信頼関係というふうなものを維持していきたいというふうなことを思っておりますし、やはり市内の農産物を初めとして、地場の産業、それと観光面、こういうものを含めたブランド鹿島ということでPRを行っていくことが若い農業者の意欲につながってくることじゃないかなということで、やはり鹿島の露出度を上げていきたいというふうなことで現在活動を行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村和典議員。

○1 番（中村和典君）

もう1点、橋口参事にお尋ねをしたいと思いますが、今、やっぱり農家、農業者の状況を見ておりますと、もうとにかく働かんと金にならんということで、とにかく雇用をしたり多角的な経営をやって一生懸命働いております。それで、実際、農協等の共販のルートを利用しますと、消費者の声を聞く機会がほとんどないんじゃないかという感じがいたしております。それで、いろいろ、農商工連携推進室ができて、消費者と農業者、または都市と農村の交流、そういったことの取り組みによって相互理解ができているんじゃないかという感じを持っておりますが、そこら辺の具体的な今まで取り組まれた実績等があれば御披露いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

そしたら、私のほうから、消費者と農業者、それと都市と農村の交流ということでお答え

をさせていただきたいと思います。

まず、消費者と農業者ということで、これにつきましては、JAさんのほうも今現在、福岡県の消費者を招いてミカンの収穫体験とか、またJA主体でも需要者を呼んだ中での内覧会というようなものを開催されております。これにつきましても、鹿島市としても協力をしながら連携を図っているというふうなところでございます。

また、福岡県の司厨士協会——司厨士協会といいますと、洋食のシェフの集まりですけれども、こことも連携を図っているということで、早速なんですけれども、あした、鹿島ポテンシャルということで連携を図るような事業をやるようにしております。こことは田植え体験ということで、田植えをしていただいたり、また野菜の種をまいていただいたりということで、交流をすることによって、毎年、意見交換を含めて、やはり実際、こういったものがないとか、こういったものがないとか、いろんな情報交換を重ねているというふうな状況でございます。

それと、都市と農村の交流ですけれども、都市と農村の交流につきましては、商工観光課のほうと連携をとりながら進めさせていただいておりますし、今、商工観光課のほう为主体となって取り組んでいただいております。昨年、平成25年2月に、市内各地で自然体験なり農業体験等を実施されておりました団体、個人の方々が集まっておきまして、鹿島ニューツーリズム推進協議会を設立されております。自然のすばらしさ、農業の楽しさということを体験していただきながら、都市と農村の交流を図っているというふうな状況でございます。活動の実績としましては、平成24年度が都市のほうから約810名の方の参加をいただいておりますし、平成25年度については同数の807名ということで参加をいただいているというふうな状況になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村和典議員。

○1 番（中村和典君）

どうもありがとうございました。

1 回目の答弁の中で市長から答弁いただきましたが、もう一回、市長にちょっとお尋ねをしたいと思いますが、市長自身が1 期4 年間で振り返られて、鹿島市の農林水産業の現状に対する率直な印象ということと、そういったことを踏まえて、2 期目にぜひ手を入れて補強したいというふうな施策があればお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

俗に農業は技術というお話がありますがけれども、私は技術プラス経験、つまり技能が必要じゃないかと。そういう意味では、ほかの職業と違いまして、例えば、工場生産なんかだったら、マニュアルが書いてあるとおりにやれば同じ自動車ができてくるんですよ。しかし、農産物はマニュアルどおりつくっても、隣の田んぼは豊作だけど、こっちの田んぼはできないということありますですね。それは何だろうか。それは技術じゃないと。積み重ねられた、えも言われぬ経験。それは私たちの言葉では技能というふうに表現をしたいんですよ。それが1点。

それから、鹿島の皆さんは、技能は僕はすぐれていると思います。その証拠に、単品であれば、花とかね、例えば、ユリとか、それからスイートピーとか、バラとか、それから複合経営でいえば、ネギと、それから米と大豆とやっておられると。いずれも日本最高レベルのものが売られるんですよ。そういう意味では、水準は高いんじゃないかと思います。よく外から聞かれたときに言うのは、極端に言えば、リンゴ以外は何でもできると。だから、集中がなかなか難しい。だから、全体の山が高くなるんじゃないかと、突出した山が、アルプスみたいに高くできるということがあり得るんじゃないかと思っております。したがって、そこを技能の面から見てどうするかということを考えると、全体をなだらかな平原にすると同時に、山地を上げないといけないと。だから、トップの方々が自分たちの技能を前提にして引き上げを図ってもらうということと、それについていく意欲を持った方をたくさんまとめるということではないかと思っております。

このところ、農家の皆さんの中で議論されていますのが、品目別の部会とか生産グループをしっかりやろうじゃないかというお話があるようですから、私はそれは大変結構なことだと思います。そういうのをきちっとレベルを上げて、母体を大きくして行って、ブランドをつくっていくということではないかと思っております。

結論から言いますと2つですよ。1つは、技能は十分だから、それがまとまるようにしていかないといけないんじゃないか。それともう1つ、つくったものをちゃんと届けて、ブランドをどうするか。その2点が、お聞きになったことの答えになるとすれば、率直に言ってそういうことではないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村和典議員。

○1 番（中村和典君）

これまでいろいろ御答弁をいただいたわけですが、私もまだ1年生の駆け出しでございますので、今後、いろいろな参考にして勉強していきたいと思っております。

それで最後に、きょう、かなり農業、林業、水産業ということで1次産業の課題等について取り上げたわけですが、きのうも産業部長申されておりましたが、やっぱりいろいろ市の幹部の人たち、市長を初め、部長、課長、やっぱり現場に行けば、そういった生産

者、従事者の皆さんたちと色々な意見を交わす機会等があるかと思います。それがこれからの農政にとって、あるいは1次産業の振興にとって非常に大事なポイントを握っているような感じがいたします。市役所は最近あんまり来んしゃれんもんねとか、そういったことじゃなくて、逆に市のほうからいろんな施策づくりについての提案等をして、モーションを、アプローチをかけていただければと思っております。

それで、もう最後のお願いでございますが、特に1次産業については、頑張る生産者をやっぱり行政がしっかりとサポートをしていかないと、これからの農政改革、いろんなですね、諫早湾の問題、それからTPPかれこれ、もう太刀打ちできないかと思っております。そういったことで、しっかりと鹿島市役所、市長を初め、幹部の皆さんたちがもうバックについているよというふうな大きな保障を掲げて頑張っていただければと思っております。これで最後の質問といたします。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。3時20分から再開します。

午後3時9分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

皆さんこんにちは。15番松本末治です。あと、マックスで5時までです。御辛抱、よろしくお願いします。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きいテーマとして1つ、少子・高齢化社会への対応についてであります。

小さい1つ、鹿島市の人口目標と子育て（結婚・出産・育児・教育）への支援策、2つ、シルバー人材センターの活用について、3つ、1次産業の振興方策について、4つ、非常勤消防団の方向性について、5つ、市内公共交通網の整備についてであります。

今回も、答弁を求める数値データ、資料要求については、忙しい日常勤務の中、調査し、提出していただきまして、ありがとうございました。平成26年度6月定例会も明後日をもって閉会となります。今定例会一般質問は1日4人の3日間と、本当にハードでお疲れでしょうが、もう少しです。頑張りましょう。

現在、少子化、高齢化、だから人口減少、当然じゃいかんでしょう。地域に、鹿島に魅力があるか、魅力がないか、魅力って何なのか、自然環境か。国土交通省の地域の魅力調査で、

地方圏では家や土地があるか。私も松本家の後継者として松本家を守らなければならない、土地を守らなければならない、個人的に申せば。自然環境に恵まれているからか。いろいろ今回もあっておりましたけれども、前海で、有明海干潟でおかずとりができるとか、山手では、どんな作物も育む多良岳丘陵地帯。友人など人間関係があるからか。もちろん、私は小学校の1学年の同級生で200人近くおりますけれども、今の孫たちは小学校は1学年20人前後であります。

また1つは、暮らしの利便性、町中で買い物をしたり、金融機関で行政などのサービスを利用したり、病院へ行ったりする活動を一度に済ませたり。2つ目には、地域らしさ、自然環境、気候風土、治安や風紀、人のつながり、また文化、歴史。自分も面浮立の後継者でありましたし、郷土芸能とのかかわりもありますが、地域振興とのかかわりもあります。また、3つ目に、環境問題への取り組み。極力、ごみを出さない、省エネ時代でありますので、エコ、クリーンなまちづくり。

人口減少、少子・高齢化に対して求められる対応として、置かれた厳しい状況の中で、現状維持にとどまらず、新たな価値を発見していくことが必要である。新しい時代に向けて、まず、地域の暮らしの内なる魅力を高めるとともに、地域の外からの人をも引きつける魅力を創出し、発信していき、さらに新しい成長モデルを構築していくことが重要であると、現在の第五次鹿島市総合計画、ニューディール構想の取り組みを称賛したような文面もあります。

ずっとずっと人口3万1,000人維持の可能性、これは3月議会でも申しましたけれども、まず、1番目の鹿島市の人口目標と子育て（結婚・出産・育児・教育）への支援として、その1番、鹿島市の人口目標値は、第五次総合計画の中で平成25年の人口目標を3万1,000人としています。定住促進などの施策を積極的に行うことにより、人口減少に歯どめをかけ、将来的には人口の増を目指していきますと、数値データ要求でいただき、本当に感慨を感じました。

国立社会保障・人口問題研究所推計では、2015年、来年、平成27年では鹿島市2万9,251人です。1,749人のマイナスの推計であります。「広報かしま」26年4月30日現在3万943人、3万1,000人を割り込んでいる現実です。

まず、この現実への対応をお尋ねいたしたいと思います。

続きまして、2番目のシルバー人材センターの活用について。

シルバー人材センターの方々は現在、少子・高齢化社会において、物すごく貴重な人材バンクです。平成25年度のシルバー人材センターの作業別人員実績をいただき、職種60種類、人員実績2万5,889人です。300日で見ますと、1日当たり89人、本当にすごいと思います。

私の分析でよいのでしょうか、このことについてお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、3番目の1次産業の振興方策についてであります。

先ほどもいろいろ質問等もあっておりまして、重複するかもわかりませんが、「人口減少時代のまちづくり」の著書の中に、これからの日本では、高度経済成長の時代のように大工場で雇用を確保することは無理です。それにかわる重要な雇用先は、第1次産業や教育、医療、福祉などです。これらの分野での雇用者数は、他の先進国に比べてまだまだ少なく、人々の暮らしの向上に不可欠です。これらの職場は首都圏に集中せず、全国各地で生み出すことができます。第1次産業も地方での雇用が多くなるでしょう。国全体では人口の自然減となりますが、地方で雇用を生み出す、大都市部から地方への転居を促すような施策をとるべきです。そして、全国に人口が減少しても、地方の人口はできるだけ維持する、できれば地方では人口増を図るぐらいの計画が必要でしょう。地方での雇用拡大、そうすることで消費の拡大、そして、地方への人口分散で、消費と雇用の拡大といういい環境が生まれますとありました。チャンスだと思います。

昨日、答弁があっておりましたが、幸福度を向上させるために、鹿島市民がスクラムを組んで人口減少の歯どめをする。人間、徳を積むことでスクラムが組めるようになるのではないのでしょうか。

そこで、雇用の場となり得る鹿島の、このすばらしい自然環境の鹿島で、1次産業の再生手段、方策、施策をお尋ねいたします。新規就農支援等々の対応もあっております。よろしくお願いをいたします。

続きまして、4番目、非常勤消防の方向性についてであります。

鹿島市消防団団員の皆様のご活躍には、本当に心より敬意を表します。

年度末には、退団団員の補充でいろいろ御苦勞の声も聞きます。消防団員にも少子・高齢化の影響が出ていることかと考えます。また、実際、昼間の出勤になると、地元分団にはおられない、勤務で市外等で不在、このようなことの補完策として、退団された先輩団員の再活動をしてもらうということは不可能なのでしょうか。

消防団員さんの年齢別層を見ますと、50代、60代の方は退団をされているのがほとんどです。この先輩退団団員をもう一度復帰してもらって、頑張ってもらって。その50代、60代の方々は地元で1次産業に従事されておられる方々もかなりあります。協力体制づくりは可能ではないのでしょうか。また、団員の70%以上が39歳以下で、少子化の影響も出ているならば、消防団員数の条例定数の減少はできないものかということもお伺いいたしたいと思います。

続きまして、5番目の市内公共交通網の整備についてであります。

少子・高齢化の社会情勢の中、市内限界集落は現在1自治区と、先日の課長の答弁があっておりましたが、準限界集落が27自治区あるとも言っておられました。

市内循環バスの路線見直し、延長等の先日の一般質問でもあっておりましたが、鹿島市内は多良岳、経ヶ岳の裾野の扇状地の谷間に築かれた集落、自治区であります。その谷間の奥

地から中心市街地の医療機関、商業地域へは年齢とともに遠くなります。循環バスでも結構ですが、マイクロバスよりも乗用される数は少なくとも、普通車でもいいのではないだろうかとは思います。市直営でも、また三瀬村のようにNPO法人でも。

先ほどシルバー人材センターのデータも申し上げましたけれども、シルバー人材センターにそういう人材が埋もれておられるのではないのでしょうか、そういう思いで質問をいたします。

総括質問をこれで終わりたいと思います。答弁、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは2点お答えをいたします。

1点が人口目標ということで、4月30日現在で人口3万943人で、総合計画で3万1,000人であるが、これを割り込んでいる状態にあると。この現実への対応ということで、まずお答えをいたします。

総合計画でございますけれども、この間、変更については議決をいただきましたけれども、この中で基本構想に人口目標を定めております。平成27年人口の目標を3万1,000人としております。定住促進などの施策を積極的に行うことにより、人口減少傾向に歯どめをかけ、将来的には人口増を目指していきますということで、この総合計画の基本構想に掲げているところであります。

この目標値ですけれども、実際、この総合計画をつくるときの平成22年の人口が、この総合計画に掲げてありますが、3万722人でございます。五次総の前の四次総のときには、10年間の計画で平成22年の目標値を3万4,000人程度ということで設定をして、結果的には平成22年に3万722人になったという状況でございます。ですので、第五次の総合計画につきましても、そういう現状、3万722人の現状ではありますが、鹿島市として人口を、そこに掲げておりますように、定住促進などいろいろな対策をとっていくことで、その現状を維持する、3万1,000人を確保したいという目標で設定をしているかと思えます。

そういったことで、昨年度見直しを行い、今回、総合計画については基本計画を変更し、これをあと2年間、27年度まで取り組んでまいるといことにしております。その目標値が3万1,000人ということでございます。

ですから、私どもとしましては、この総合計画基本計画にのっとり事業を推進していき、この目標を達成したいと考えております。

個々の政策につきましては、一般質問でほかにも、これまでありましたように、少子化対策でありますとか定住促進対策、そういった各課の事業を行うことによって、私ども企画財政課のほうでは数値目標に沿った進捗状況を確認し、それを計画に反映させていくというよ

うな形で人口目標 3 万1, 000人への対応を行いたいと考えております。

1 点目については以上でございます。

2 点目がバスの運行ということで、山間地などの奥地のほうからの中心市街地へのバス運行が、循環バスでもいいができないかというような、例えば、三瀬村ですか、こちらの例を出していただいて、質疑があったかと思えます。

これにつきましては、鹿島市のほうでは、これも前に申し上げましたけれども、鹿島市地域公共交通総合連携計画という計画を策定いたしまして、それに基づき、公共交通ですね、鉄道も含めて、バスの運行なども検討を重ねているところでございます。

山間地域からのバスにつきましては、廃止路線代替バスといいまして、これは市内中心部と山間部を結ぶバスでありまして、これまでバス会社が運行していらっしゃいましたけれども、それが廃止されることに伴って、鹿島市が補助をして運行しているバス路線であります。これが山間地域からということで7路線あります。そういったことで、特に居住地から学校、病院、商業施設等の主要な施設までの距離が遠い山間地域に対しては、居住地から主要施設までの公共交通網の確保をするという目標で、これまでも運行しております。

ただ、現状といたしましては、鹿島市で運行しておりますのは、今申し上げております廃止路線代替バスと生活交通路線バス、市内の循環バス、それから、のりあいタクシーという形で運行しておりますけれども、この廃止路線代替バスのほうが非常に運行赤字の度合いが高いということで、利用状況によっては、今のこの計画を見直すということも考えております。

ただ、こういったバス、交通網を確保することによって公共交通の確保をしていきたいと現状では思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私のほうからは、シルバー人材センターの活用についてという中の、先ほど議員おっしゃられました人員実績等の数の確認ということで申し上げます。

平成25年度のシルバー人材センターの会員数、これは平成26年3月現在になろうかと思いますが、実人員243人の方が登録をされております。

人員実績、これにつきましては、平成25年度の就業延べ人数、単位が人日という形になりますので、それで延べ2万5, 889人日で、議員おっしゃられたように、300日で単純に割りますと1日当たり86.3人という形になります。

ちなみに、登録会員数ということで、会員さんは243人ですが、それぞれの職群という形での登録になりますが、延べ463人の方が登録をされております。というのは、それぞれの

技術群、技能群、例えば、大工仕事を私はやりたい、事務をやりたいというようなことで登録をされている方がダブって登録をされれば、そういう方は2にカウントされるという形で登録ということで、それが延べの463人という形になっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課参事。

○農林水産課参事（中島憲次君）

私のほうからは、鹿島市の1次産業の再生手段、新規就農者支援等についてお答えいたします。

鹿島市の1次産業は、海、平たん部、山間部の自然豊かな地域資源に恵まれて発展してまいりました。今後も、鹿島市の1次産業を担っていただく人材は、当市の産業振興にとって欠かすことのできない存在でございます。

公表されております農業、漁業のセンサスの従事者数を見ますと、年々減少傾向でございますけれども、今、公表されているセンサスで、農業センサスは1,911名でございますけれども、注目すべきは年齢構成比だと考えております。1,911人の農業従事者の内訳で、65歳以上が52.9%、40歳未満が7.6%というアンバランスな状況となっております。今後も65歳以上の割合は増加する傾向だと考えております。また、漁業センサスでは、475人のうち、65歳以上が15.8%、40歳未満が19.8%の状況となっております。

このように、1次産業における従事者の減少は問題ですが、それ以上に65歳以上の高齢者の従事割合がふえてきているのが今後の1次産業の振興に大きな障害になってくると考えております。

鹿島市の1次産業にとって後継者対策、その支援は重要な施策だと考えております。国や県の施策を活用しながら、市の独自施策を加え、創意工夫を重ねて、後継者対策と1次産業の振興を図っていくことが今後、重要であるかと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

総務課からは、松本議員御質問の4点目、非常勤消防団員の方向性ということでお答えをいたします。

松本議員からの御提案は2点あったかと思っております。まず1点目は、消防団OBの活用、2点目が、条例定数を見直すことはできないかといったことだったと思っております。

現在の状況を若干御報告いたします。

現在、鹿島市の消防団員の条例定数は782人であります。現在の実定員が769人で、13人の

欠員となっております。充足率は98%ということで、佐賀県内10市の中では充足率としては高いほうと思っております。消防団員の平均年齢は36歳となっております。

議員御指摘の消防団員OBの活用と条例定数の見直しは、いずれ早急に対応はしなければならない課題というふうに認識をしております。現在、消防団本部と鹿島市の間で意見交換、情報交換等を始めている、そういった状況であります。

具体的に消防団OBの活用と申しますと、一般的には消防団の支援団員ということで、そういった位置づけになろうかと思えます。メリットとしては、地元におられる消防団のOBの方を支援団員として活用するといったことで、松本議員御指摘のように、昼間、現職の消防団がなかなか地元にはいないと、そういった弊害を若干でも緩和できるというメリットはあります。

ただし、問題点としてもいろいろ意見の中では出ております。まず、消防団員の支援団員でございますが、今いらっしゃる方は支援団員として活用することができますが、現職の消防団が入れかわって、支援団員がいつまでも在職しなければならない、そういった可能性が1点。そして、実際、支援団員は、夏季訓練、出初め式とか、また各種のイベント応援、そういったものには原則は支援をしないということで、若干、消防団員の活動と離れる可能性がある。そして、実際の火災現場で指揮命令系統が分団長、部長、班長、指揮命令系統が有効に機能するか、そういった心配等も言われております。

そしてもう1つ、鹿島市の消防団の今の最大の悩みであります人口と面積に対する消防団員の不均衡の解消にはなかなかつながらないということで、そういった心配等もなされております。

現在、消防団員で代表的な分団の定員ということで、鹿島分団は定員70名であります。これに対して能古見分団は220、七浦分団は199ということで、人口規模に対しては4倍近い開きがありますが、消防団員数は、やっぱり中心部よりも能古見とか七浦は3倍近い、そういった定員を抱えているといった状況を、ここは将来的には何とか解消をしなければならないということで、そういったことが意見としては出ております。

先ほど申し上げましたように、いずれは消防団OBの活用と定員の見直しは行わなければならない、そういった状況になっておりますが、まずは鹿島市内における分団と定数の見直し、そういったことをまず検討する必要があるのではないかといった意見であります。

実際には、定員を見直しますと、部、班の編成、そこらあたりも見直さなければなりませんので、地元の意見をお伺いしながら、また、地元の合意を得ながら、そういったものも進め、将来的には消防団員のOBの活用、また、条例定数の見直しを行わなければならない、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございました。

これから一問一答でお願いいたしますけれども、目標を下げることなく、3万1,000人規模で執行していただくということを確認できましたので、うれしく思っております。ありがとうございます。課長、頑張っていたきたいと思えますし、課長だけではなくて全ての執行部の方、頑張っていたきたいと思えますし、我々議員としても頑張らにやいかんという思いになりました。

そこで、私が先ほど申し上げました資料等を見ますと、また、農業新聞等にも出ておりましたけれども、農業地帯ほど人口減少の見込みがある。鹿島市の農林漁業就業者数は人口の何%に当たるのかなということでお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課参事。

○農林水産課参事（中島憲次君）

お答えします。

鹿島市の農業従事者1,911名、漁業従事者475名でございますけれども、これを合わせますと7.7%、全人口で割りますと1次産業の従事者は7.7%となります。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

少し安心をいたしました。10%というところは、30年間で66.8%まで人口は下がってしまう。そしたら、7.7%ですから、8割でとまるということですが、2万4,000人ちょっとばかりになるということですから、土井課長、その辺、ならんようにしっかり頑張っていたきたいと思えます。よございますか。——はい。

そしたら、続きまして、年間出生者数、死亡者数の変化を平成になってからデータを出してもらいました。元年は出生者数のほうがプラス123人、平成5年はプラス46人、平成10年プラス4人、5年単位でいただいておりますから、15年はマイナス81人ということで逆転しております。死亡者が多くなっておる。実際、今現在もそうだと思いますけれども、昨年がマイナス78人ですよ。そういうことで、人口が減っていると思えますけれども、平成20年で出生者数が250人前後、20年代です。死亡者数が350人前後。

ということは、100人ばかりマイナスで推移するという事なんですけれども、この対策というのは、やっぱり出生者数をふやさんばいかんということじゃなかろうかと思えますけれども、誰かさんにお尋ねをいたしたいと思えます。答弁、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

答弁できますか。（「無理はよかです。また、課長さんたちにお尋ねをいたすので」と呼ぶ者あり）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

そしたら、保留をしていただきたいと思いますけれども、続きまして、シルバー人材センターの活用の中で、サービス群というのがあります。高齢者福祉サービス、病弱者等福祉サービス、家事援助サービス、育児援助サービス、介護予防・生活支援事業があります。

内訳がおわかりでしたら、お尋ねをいたしたいと思っておりますけれども。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

先ほど申し上げましたシルバー人材センターの職群の一つのサービス群の内容ということによろしいでしょうか。——はい。

サービス群の中には、各種、安全指導サービス、その他の社会活動サービス、高齢者福祉サービス、病弱者等福祉サービス、家事援助サービス、育児援助サービス、介護予防・生活支援事業、観光レジャーサービス、接待サービスというふうに職群の中の職種で分かれています。

高齢者福祉サービスにつきましては、高齢者の在宅家事手伝いが主な内容でございます。

病弱者等福祉サービスにつきましては、病院への送迎、付き添いが主な内容でございます。

家事援助サービスにつきましては、在宅の家事手伝い、これは高齢者を除くという形、先ほど高齢者福祉サービスの中に家事手伝いがございましたので、高齢者を除く在宅の家事手伝い。

育児援助サービスにつきましては、幼児の一時預かり。

介護予防・生活支援事業につきましては、軽度生活援助事業、これは鹿島市保険健康課が委託いたします、要介護認定を受けられている方以外の軽度生活援助事業が内容でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

何で先ほどそういう質問をしたかと申しますと、現在、若い人の中には、保育士、介護士が不足傾向にあるというふうなことを聞いておりますので、このシルバー人材センターの方々の活躍ができないものかなというふうな思いでお尋ねをしたわけですがけれども、そうい

う方向性をもって将来的に対応をお願いしたいと思いますけれども、簡単にはできませんよということでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほど職種の中で御説明申し上げましたように、現在も介護予防・生活支援事業ということでシルバー人材センターのほうには、要介護認定を受けられる前の方の生活支援ということで、できるだけ要介護状態にならないようにという形での生活支援事業を行っております。

それと、本日、角田議員のほうにもお答えいたしましたように、今後、地域包括ケアシステムの構築という中では、その担い手についてはNPO、ボランティア等の検討もされているところでございます。

今後につきましては、当然、シルバー人材センターにつきましては、そういう資格があられる方等につきましては十分協議をしながら、こういった仕事ができるのか、していただけるのかということで、可能な業務の検討をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、先ほど答弁保留しておりましたので、それに見合うような答弁をですね。

先般、各部長に思いを語っていただいた議員がありましたけれども、私は今回、鹿島市人口3万1,000人維持確保、そして、持続してこそ鹿島市政の保持、佐賀県南西部市町の中核たる条件と考えております。

そういうことで、質問をいたします。

まず、農林水産課長、鹿島市人口3万1,000人維持確保、そして、持続してこそ鹿島市政の保持、佐賀県南西部市町の中核たる条件である、そこで、産業振興をどう考えられているか、お尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

産業の振興についてお答えいたします。

これは先ほどもありましたけれども、鹿島市は1次産業を市の基幹産業と位置づけております。今後とも市の重点施策の一つとして、計画的、継続的に振興事業に取り組みねばと思っております。

農業従事者の推移で見ますと、全体的には高齢化が進んで、従事者数も20年で半減というふうなことであります。特に、果樹関係の部分が減少率が非常に大きくなってあります。

ただ、人数的には多くありませんが、施設野菜では増加している部分もあります。これは、やはり消費者に受け入れられる農産物をつくれれば、所得が確保され、農家経営が安定しているからではないかと思っていますところでございます。

また、鹿島市では、花の国づくりで日本一になられた方とか、先進的農業部門で佐賀農業賞最優秀賞と農林水産大臣賞を受賞された方、昨年度には若い農業部門で佐賀農業賞の最優秀賞を受賞された方などおられます。明るい話題を提供していただいた、この方たちは自分の考えでしっかりと農業に取り組まれております。このような農業のやり方が周りにも広がっていけばと思っていますところでございます。

農業の振興でいきますと、華々しい事業があればいいのですけれども、地道な事業にもしっかり取り組んでいかなければならないと思っています。個々の事業でいえば、平たん部農業の担い手であります集落営農組織の育成とか園芸農業に対する支援、新規就農者に対する交付金制度や就業相談、それから、耕作放棄地対策や有害鳥獣対策など、ほかにもたくさんの事業がありますけれども、しっかりと取り組んでいくことで後継者の確保に努めたいと思っています。

林業では、後継者育成ができるように、これは先ほど申しましたけれども、高品質な木材生産をするための間伐等の森林整備や現場で木材をつくり出す技術の向上も必要ではないかと思っています。

漁業についても、ノリ養殖の安定化に向けて、漁場の海底耕うん等を行い、海域環境整備を進めて、漁業所得の安定を図る必要があります。

国や県のいろいろな施策を活用しながら、国内の他産地に負けない、消費者の要求に沿った売れる産物、もうかる産物をつくっていくことが後継者育成の一つの方法と考えておまして、これが雇用の場にもつながっていくものと思っています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。

続きまして、メイド・イン・鹿島、鹿島ブランドの確立ということでは言われております。先ほどもあっておりましたけれども、販売促進こそ、鹿島市人口3万1,000人維持ということになるかと思っておりますけれども、やはり交流人口等々の兼ね合いもありますので、橋口参事は先ほど答弁されておりましたので、商工観光課長にお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

私のほうからは、商工観光課の立場から定住化対策、交流人口対策においてお答えしたいと思います。

定住化対策につきましては、やはり企業誘致が必要かと思えます。しかし、交通アクセスのハンデがあることにより、県内でも特に企業誘致は厳しい状況であることを踏まえ、今後は企業誘致を推進しつつも、既存企業への支援、6次産業化や農商工連携といった地場産業の振興になお一層力を入れていき、内発型の振興策を進め、定住化対策を行ってまいりたいと思っております。

交流人口対策につきましては、鹿島市の自然、文化等を生かした観光の振興を初めとする交流人口の拡大が必要かと思えます。

観光庁の発表では、平成25年度の外国人観光客は、円安で訪日旅行に割安感が出たことや、日本とアジア方面を飛ぶ格安航空会社、LCCの就航拡大や地方空港における国際定期便の就航などが追い風となって1,000万人を突破し、2020年の東京オリンピック開催時には2,000万人を超える目標を掲げられております。

昨日の新聞にも載ってございましたけれども、佐賀県におきましても平成26年度、佐賀県の観光連盟も観光をメインとした産業としようということで、前年比の約1.8倍増の予算を組み、海外、特に中国、韓国、台湾、香港からの観光客の増加に向け、受け入れ環境の整備を図り、海外観光客の誘致促進を強力に進められております。

また、内閣府政策統括官室による報告書の中では、国内旅行は、価値観の多様化、高度化、少子・高齢化や核家族化、情報社会の進展、さらには休暇制度の充実等を背景に、人々の観光動向の変化、多様化がしてきており、従来の集団型、通過型の観光から、個人型、体験学習型、交流型の観光であるニューツーリズムへの観光形態がシフトしつつあります。ニューツーリズムは、都会圏から体験者が多く利用されており、車で遠出できる範囲で展開される事例が多いとされております。

現在、かしま観光戦略プランV e r . 2を策定して取り組んでおりますが、鹿島市としましても、観光客のターゲットとしまして、外国では中国、韓国を中心としたアジア圏としており、国内では福岡、長崎といった近隣都市圏に設定して誘客を図ろうとしております。

鹿島市としましても、より多くの観光客に来ていただくために、祐徳稲荷神社を核として、有明海や多良岳山系の四季の自然と肥前浜宿、鹿島酒蔵ツーリズム、干潟体験など、ニューツーリズムの観光資源を結び、市内で回遊性を高め、長時間滞在していただくよう頑張っていきたいと思っております。

特に、鹿島酒蔵ツーリズムにおきましては、昨年で3回目となる春のイベントを行いました。

て、毎年3万人から5万人の方に来ていただいています。ことしは中心商店街でも鹿島城下町なか桜まつりを開催され、市内一円にイベントが広がりを見せているところがございます。

また、昨年度は観光庁の事業を活用し、大手旅行会社と共同で1泊2日のモニターツアーを造成しました。今後、旅行会社のツアー商品として取り組んでいただけるようお願いしていきたいと思っております。

本年度は日帰りツアーの造成を地元旅行会社と通年で再考できるよう、ツアーを研究し、交流人口の増を図っていききたいと思っております。

また、昨年の全国大会に引き続き、来週ですけれども、6月26日から27日にかけて、九州・沖縄「道の駅」連絡会総会を祐徳神社の参集殿で開催します。昨日までの段階では、総会の出席者約100名の方が参加され、現地視察では約35名の方が参加予定でございます。全国大会に引き続き、鹿島らしいおもてなしを行っていききたいと思っております。6月現在で九州・沖縄には123の駅が設置されていますが、この大会で道の駅の3つの役割に加え、地域の特色を生かした道の駅のネットワーク交流を深めてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございました。

続きまして、今、社会状況の中では一人っ子、多くて二人っ子までというような、子育てよりも自分個人、人生をエンジョイするということが優先されているところもあるように思われます。全てではありませんが。

そういう中で、人口維持、3万1,000人ということになりますと、先日、教育面での質問等もあっておりましたけれども、小さいころから、やはり鹿島を愛することを育てていくとか、そういうふうなことで教育長はいろいろ答弁をしていただいておりますけれども、教育総務課長にお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをしたいと思います。

教育の面からということで、人口ですので、人口動態的な考え方といいますか、観点からお答えをしたいと思います。

まず、人口をふやすとって、まず、自然増というのがあると思います。これは何かというと、やはり出生数の増加ということになってまいります。

学校教育においては、今現在、各教科の学習、あるいは特別活動、あるいは総合的な学習

の時間などを通して、発達段階に応じて、子育ての意義や親の役割、男女が共同して家庭を築くことの重要性というのを教えております。こういったことで、特効薬という形にはなりませんけれども、引き続き、この重要性を強く教えていくというのは非常に大事なことでないかというふうに思っております。

それから、社会増ということで転入の増加ということでございます。例えば、住所をどこに設定するかというときに、何を要因として、その住所を選ぶかという、やはり職場からの距離だとか、あるいは住宅、家賃が安いとかという要因もございまして、医療費が充実をしているとか、あるいは税金、あるいは水道料が安いとか、そういった要因があると思います。その要因の中に、やはり教育というのが入ってくるだろうというふうに思います。

例えば、教育施設で申しますと、今、学校は耐震化をやっておりますけれども、そういった耐震化が十分できているか、あるいは話題になっておりますけれども、エアコンが整備をされているとか、あるいは図書館が充実をしているとか、そういった要因にもなるかと思っております。

また、教育の内容で申しますと、最近、ほかの自治体ではいろいろ特別な教育方法を導入されて話題になっておりますけれども、鹿島市としては教育基本方針というのを持っておりますので、これに基づいて、しっかりとした教育をしていくというのが大事ではないかというふうに思います。

またもう1つ、鹿島で生まれ育ち、一時的に上級の学校、あるいは就職で鹿島を離れて、再度、鹿島に戻ってくると、その戻ってきたいと思うというのは、その地域でどういった活動をやったのか、地域とどれだけ触れ合っているのか。例えば、育友会の活動だとか、あるいは地域での事業に参加をして、地域住民と一緒に活動した、その喜びを味わっているということが郷土への愛着につながるものだと思います。こういったことをやはり引き続きやっていく必要があるのではないかと思います。

先ほどいろいろ転入のときの要因というふうに申しましたけれども、これを一口に言ったら、先ほど松本議員も申されましたけれども、魅力と、鹿島の魅力をいかに上げるかということでございますので、魅力アップのために教育という面から、そこを踏まえたところで教育行政をやっていかないといけないというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございます。本当に全ての面で魅力アップということが必要ではなかろうかと思っております。

続きまして、交通網の整備、住環境の整備というようなところが大事になってくるわけですが、それに子育てのための住宅改修、2世帯住宅と申しますか、やっぱり住んでよかった、ずっと鹿島に住みたいというような環境づくり、3世代同居というのは私は常々申しておりますけれども、そういうふうなことが子育てにも十分協力できるし、親も子も、また、その祖父母も教育できるというふうな、教育を受けるといふふうなことに繋がってきますので、住環境整備ということで、都市建設課長でよかとですかね。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

私のほうからは、御質問の交通網の整備と住環境整備の2点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の交通網の整備、特に高速交通ネットワークについてでございます。

鹿島市を中心といたします佐賀県南西部は、高速交通ネットワークから漏れた地域であります。非常に厳しい現実であります。特に私、商工観光課におりまして、大変悔しい思いをしたことがありました。

有明海沿岸道路の早期開通や九州横断自動車道までの走行性の高い道路の整備など、大きな課題があります。常に国、県に対して要望をしているところであります。さらに、広域的な見地からいけば、鹿島市から長崎県諫早市までの区間は、有明海を環状に結ぶ高速交通ネットワークのミッシングリンクとなっております。この区間につきましても、地域高規格道路への早期指定を要望しているところであります。

これら将来にわたり鹿島市の重点項目である交通網の整備、すなわち高速交通ネットワークの整備については、このような鹿島市の置かれた状況を訴え続け、要望活動を行い、何とか早期実現に努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の住環境整備につきましては、一昨年策定いたしました鹿島市住生活基本計画2012により、市営住宅の建設を計画的に進めていくことといたしております。

この計画では、平成32年までに老朽化等による用途廃止などで不足が予想されます79戸、2団地を新規建設する予定であります。

基本的な考え方は、公営住宅供給の本来の趣旨でありますセーフティーネット、受け皿としての機能の充実を図るため、公的支援を必要とする世帯のために整備するものであります。

昨年度、鹿島市営住宅建設検討委員会において、建設の基本方針、建設構想を検討していただきました。先月、市長に対して検討結果の報告がなされたところであります。この結果を参考にして、入居希望者が多い高齢者の方や子育て世代のことを考慮いたしまして、建設地、整備手法、規模や性能を決定し、整備を進めていきたいと思っております。

また、現在の住宅、市営住宅ではなく普通の住宅に長く住み続けていただくように、住宅

リフォーム制度も続けていければと思っているところであります。

これら高速ネットワークの整備や喜んでいただける新市営住宅の整備、または住宅リフォーム制度を整備することによりまして、便利になって、住んでよかった、ずっと鹿島に住みたいという鹿島の環境づくりに寄与できればと思っています。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございました。

続きまして、今、厳しい鹿島市の環境下、しかし、だからニューディール構想であったろうと思いますし、議会の議決もありました。必要欠くべからざる一大事業、今やらねばいつできる、職員総員一致団結し、鹿島市民3万1,000人——3万1,000切ったですね。3万1,000人総員で取り組んでこそ、鹿島市人口3万1,000人維持につながっていくんじゃないかかと思えます。

そういうことで、総務、企画、どっちですか。今から先のこの対応について、総元締めとしてお伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

一応、企画財政課長より私がちょっと年長でありますので、お答えをいたします。

総務全体のこともあります。まず総務側で、総務全体で、まずは安全・安心のまちづくり、この安全・安心のまちづくりは、市役所の中の安全・安心の職場としての市役所の実現、また、市民の皆様の安全・安心のまちづくりに資していくことが大きな目標だというふうに思っております。

総務課においては、区長会、消防団、交通指導員、自主防災組織、防犯協会、交通安全協会など、多くの市民組織との連携があります。また、市議会との窓口ともなっております。そういった意味で、そういった皆様方との連携を大事にして、円滑な市政運営にすることが重要というふうに考えております。

これらのいろいろな市民組織などは、半永久的に続いていくものというふうに思っています。市政運営に必要不可欠なものであります。守るべきものは守って、変革すべきものは変革していきたいというふうに考えております。

こういった業務というのは、ふだんは目立ちませんが、いざ交通事故とか災害の発生とか、そういうものに十分に機能できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

そして、目下の課題であります新世紀センター、市民会館の建設等にも、この佐賀県南西部の中核都市にふさわしい魅力ある施設となるように整備を頑張っていきたいというふうに

考えております。

総務課からは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございました。

残余の課長への質問は次の機会に回したいと思っておりますので、心して待っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今、本当に人口減少社会、特に地方の課題というのは大きいものであります。女性の社会参加等々もあります。経済成長は簡単に伸びていかないというふうな今の世界情勢じゃなかろうかと思えますし、合計特殊出生率を調べてみますと、1947年は4.54人、昭和22年ですか。2012年、2年前、1.41人、すごい低下ですね。未婚率というのが2010年で男性が20.14%、女性が10.6%。晩婚化というのが進み、1980年に男性は26.4歳で結婚、平均ですね、女性は26.2歳だった。2012年は男性は30.3歳、女性が29.2歳ということになりますと、生産年齢は少ししかないというふうなことになってきてしまうわけですね。

そういうふうなことで、少子化対策ということが今叫ばれているのではなかろうかと思えますけれども、やはり先ほど教育総務課長のほうからもありましたように、実際、子供たちが将来的にも鹿島に住んでいくためにも、鹿島を維持していくためにも、子供を産んでいかにやいかん。やっぱり子供を産む喜び、そして生きがい、楽しみ、3世代同居の喜びというか、それが幸福感、幸せ感ということではなかろうかと私は思いますけれども。

こういう中で、先般、市長は慶応大学のほうからの話をされました。1つは、子供たちが心身ともに育っているか、2番目は、日々、生活環境が安全・安心であるか、3番目、経済的基盤が整っているか、4番目、高齢者生活環境が整備されているか、そういうことで、やはり地域の発展というか、将来的に夢がある地域になるのかならないのかということであったと思いますけれども、それで、やはり1次産業の今後の課題、未来というか、近未来で、これも市長のほうからあったと思いますけれども、国内競争に勝てるものであるか、メイド・イン・鹿島であるか、鹿島ブランドであるか、また、国内へ輸入されたものに負けないものであるか、そして、参事も言われておりました海外輸出できるものをとというようなメイド・イン・鹿島をつくらばいかんとやなかろうかというようなことであつたろうかと思えますけれども、本当に子孫繁栄、子育て、家族づくり、それが幸せな家庭づくりという幸福度の高いまちになる。鹿児島の話も市長からありました。島嶼部は、本当に出生率が高い。昔は、田舎でも、子供は地域の宝ということで、地域で育てていかにやいかんということで、やはり島嶼部——島やっけんじゃろうというようなことで市長からあったと思いますけれども、鹿島も島なんですよ。

そういうことで、最後に市長に、今後、本当に鹿島として3万1,000人維持していくためにもどういふふうな方策で対応していただけるか、お尋ねをして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名でございますから、お答えしたいと思います。

ちょっと御質問の趣旨とは違うかもしれませんが、このところ、地域の幸福度とか、あるいは地域の魅力とか、鹿島は何をなすべきかという議論を中心になされておりました、私は今から100年ぐらい前につくられた、全く同じ時期につくられた2つの詩を思い浮かべて、自分なりに反すうをしておりました。

1つは、室生犀星という人のつくりました「ふるさとは遠きにありて思ふもの」「よしや うらぶれて異土の乞食となるとても 帰るところにあるまじや」、つまり、この人は自分の人生を振り返って、ふるさとの思いはあるけど、帰りたくないという歌なんですよ、これはね。もう1つは、高野辰之さん、この人の歌、御存じと思いますが、「うさぎ追いし かの山 こぶな釣りし かの川」「いつの日にか帰らん」というので結ばれておりますが、つまり、ふるさとの魅力をそういう人が、いろんな経験とか、いろんな人生の中でどういふふうに思われたかということがふるさに対して、何といいますか、帰ってくるかこないかということの決め手になるのかなと思ひながら、もし一旦外に出ても帰ってくるようなように、その人の人生の中で、鹿島に生まれてよかった、鹿島で育ってよかった、いずれ鹿島に帰ってきたいと、こういう気持ちになってもらうということをどうすればいいかなと思ひながら、自分の頭の中で反すうをいたしておりました。

ぜひ私たち、それこそ、社会教育とか家庭教育とかいう世界もございますけれども、そういう世界の中で、ふるさとをどういふふうに思っていたか、また、育った中でふるさに対する魅力を十分身につけて、鹿島の中で頑張ってもらいたい、あるいは鹿島の外に出ても、またふるさにそうやって戻ってもらえることがあれば幸いかなと、それが交流人口、あるいは定住人口につながるということがあるのではないかと、そういう思いをしながら、これまでのやりとりを聞かせていただいております。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ありがとうございました。本当にですね、私の同級生も田舎にUターンして帰ってきた人も数名おります。Uターンされた方もいっぱいおられるのではなかろうかと思ひますが、Uターンで鹿島に帰ってきて、ああ、鹿島はつまらんけん、また出ていこうかという人は聞いたことありませんので、これをますます、すばらしい鹿島市にみんなですていくこと

をお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で15番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明19日は休会とし、次の会議は20日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時38分 散会